

LIBRA

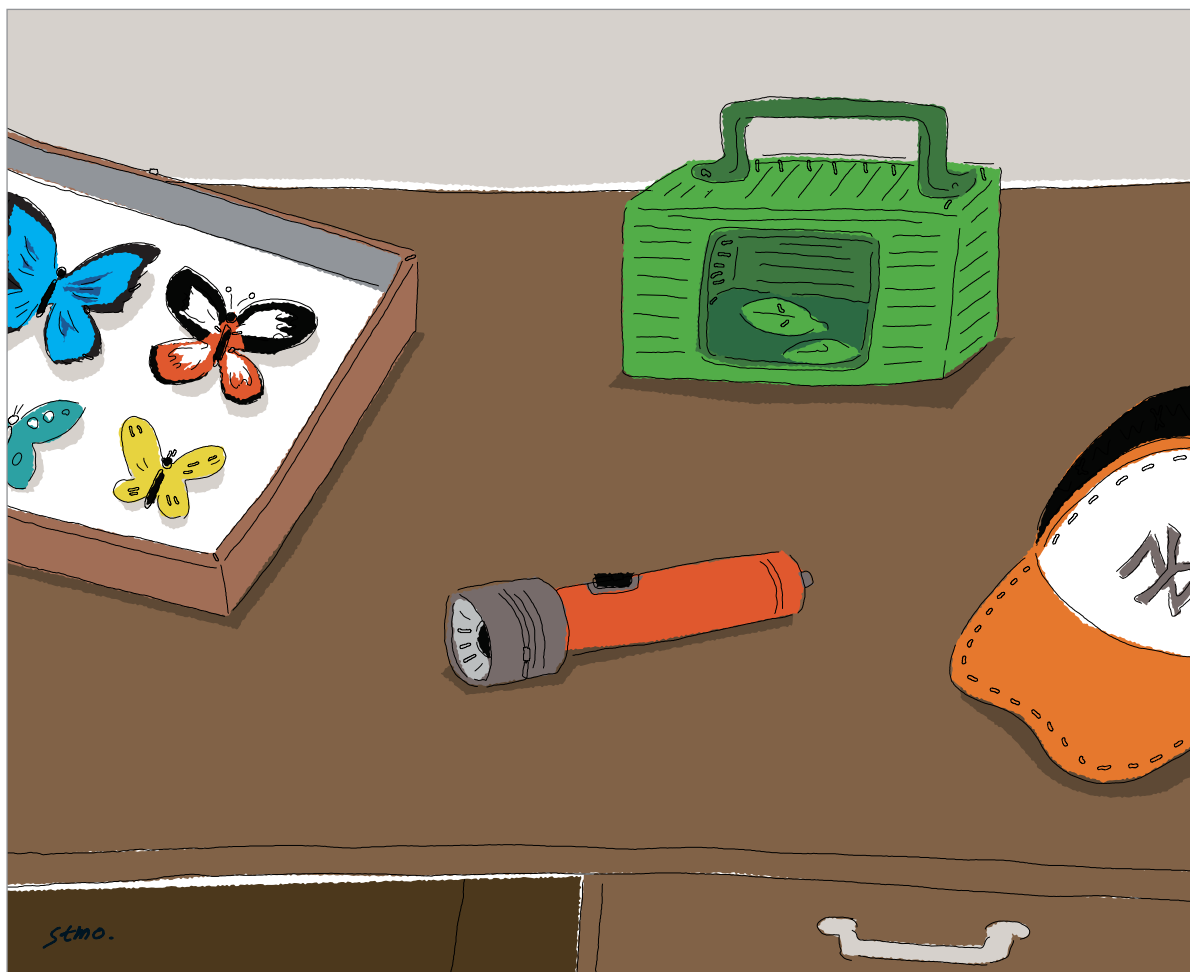
2014年 8月号

〈特集〉

知的障害者・高齢者等の 刑事弁護と社会復帰支援

〈インタビュー〉

NHK東京児童合唱団 常任指揮者 金田典子さん



LIBRA

東京弁護士会

CONTENTS

2014年8月号

特 集

02 知的障害者・高齢者等の 刑事弁護と社会復帰支援

1. 罪に問われた障害者の問題と東京三弁護士会の取り組み 屋宮昇太
2. 障害者刑事弁護マニュアルの紹介 山田恵太
3. 東京地方検察庁社会復帰支援室の取組 渡邊真知子
4. 座談会「知的障害者・高齢者等の刑事弁護と社会復帰支援」

インタビュー

28 NHK東京児童合唱団 常任指揮者 金田典子さん

ニュース&トピックス

- 32
- ・長崎県地域生活定着支援センター・社会福祉法人南高愛隣会 視察報告
 - ・杉山登志郎先生講演会「子ども虐待と発達障害～関係機関の連携を考える～」
 - ・シンポジウム「どこに向かう？ 教育の未来」報告
 - ・司法シンポジウム・プレシンポジウム
「いま司法は国民の期待にこたえているか～我が国の民事司法の現状と課題～」
 - ・東日本大震災復興支援企画「ツタエル～被災地から霞が関へ～」
 - ・ハンセン病隔離政策と闘った闘士をしのぶ集い

連 載

- 39 プレスセミナー報告（2014年度 第1回）
- 40 理事者室から
- 42 常議員会報告（2014年度 第4回）
- 43 都市型公設事務所 果たしてきた役割と果たすべき役割
第2回 北千住パブリック法律事務所 大谷恭子
- 44 今、憲法問題を語る
第39回 「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」報告書の特徴と問題点
中本源太郎
- 45 秘密保護法解説：第12回 特定秘密と国会の関係～情報監視審査会 清水 勉
- 46 弁護士が狙われる時代—弁護士業務妨害への対応
第67回 弁護士業務妨害対策センター利用者の声 松浪 恵
- 47 性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる弁護士会を
第4回 司法修習生の就業活動時期を迎えて 太田治夫
- 48 近時の労働判例
第21回 東京高裁平成25年5月23日決定（阪神バス事件） 中野 真
- 50 刑弁でGO！：第56回 開示記録を差し入れる際の注意点 本多貞雅
- 52 via moderna
第52回 袴田事件弁護団で活動する若手弁護士に聞く 舩田 正・武田 浩一
- 54 わたしの修習時代：わが青春時代、研修所生活 9期 山本 博
- 55 66期リレーエッセイ：東京で就職して良かったと実感 伊藤将之
- 56 心に残る映画：『ザ・ビートルズ レット・イット・ビー』 西川達也
- 57 コーヒーブレイク：ラーメン食べ歩き 西村 健
- 58 東弁・二弁合同図書館 新着図書案内
- 60 会長声明
- 69 インフォメーション

知的障害者・高齢者等の 刑事弁護と社会復帰支援

「受刑者の約 4 分の 1 は知的障害者」とも言われる中で、2014（平成 26）年 4 月から、東京三弁護士会で、知的障害者・高齢者等*の刑事弁護における専門弁護士派遣制度が始まった。

知的障害者等の刑事弁護においては、捜査段階・公判段階の様々な場面において、障害の特性に対する理解、福祉との連携など、専門的なノウハウが必要となる。本特集では、寄稿および座談会により、その問題意識を多角的に掘り下げていただいた。

また、障害者・高齢者等の再犯率の高さから「刑務所の出口と入口がつながっている」とも言われる中で、2013（平成 25）年 4 月に設置された東京地検の社会復帰支援室の取り組みをご紹介いただいた。

本特集が、現在進行形で進む「司法と福祉の連携」についての理解を深める一助となれば幸いである。

（伊藤 敬史，寺崎 裕史）

CONTENTS

1. 罪に問われた障害者の問題と東京三弁護士会の取り組み
2. 障害者刑事弁護マニュアルの紹介
3. 東京地方検察庁社会復帰支援室の取組
4. 座談会

*厳密には知的障害者に該当しなくても福祉的支援を必要とする場合には、専門弁護士派遣制度の対象となる可能性があることから、本特集では「等」としています。

1. 罪に問われた障害者の問題と 東京三弁護士会の取り組み

東京三弁護士会障害者等刑事問題検討協議会 議長
東京弁護士会刑事弁護委員会 副委員長

屋宮 昇太（55 期）



1 はじめに

平成 26 年 4 月 1 日から障害者等対応の当番弁護士名簿の運用が開始された（これを専門弁護士派遣制度という）。これは、大阪弁護士会が平成 23 年から運用を開始した制度にならい、当番弁護、国選弁護において、被疑者・被告人に精神障害、知的障害等の障害があるとの情報が弁護士会に入った場合に、障害者の対応をするための研修を受け、名簿登録された弁護士を派遣するという制度である。

2 司法と福祉の狭間で支援に漏れた障害者

そもそも、知的障害等をもった被疑者・被告人への対応が強く意識されたのは、平成 15 年に発刊された山本譲司元参議院議員の「獄窓記」において、刑務所内に知的障害を持った方が多くいるという衝撃的な事実が明らかにされたことが発端だった。これに対応する必要性を感じ、先駆的な取り組みを行ったのが、長崎県の社会福祉法人である南高愛隣会^{なんこうあいりんかい}であった（32 頁に視察報告を掲載）。まず、南高愛隣会は、厚生労

働省の厚生労働科学研究として、平成18年から20年にかけて「罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究」(<http://www.airinkai.or.jp/hasshin/kenkyu/tsumi/index.html>)で、実態調査を行った。

この結果、平成18年度の新受刑者3万3032人のうちIQ69以下の新受刑者が7563人(22.9%)であり、IQ79以下の新受刑者が1万5064人(45.6%)であることや、同年度の受刑者を対象としたサンプル調査の結果、2万7024名のうち410名(1.5%)が、知的障害者又はそれを疑われる者であることが明らかとなった。

この調査で明らかになったのは、司法と福祉の狭間で福祉的支援に繋がることのないまま、刑務所生活を繰り返さざるを得なくなってしまった障害者がおり、そのような障害者にとっては刑務所が「最後のセーフティーネット」になってしまっているということだった。このことから、現実にはこのような障害者を福祉的支援に繋げていく試行的な取り組みが開始されることとなった。

3 各地の取り組みのはじまり (入口支援と出口支援)

この取り組みの中、一つの制度として結実したのが、厚生労働省の事業として行われるようになった「地域生活定着支援センター」だった。同センターは、高齢や障害等の理由で特別な支援が必要な矯正施設からの退所者に対し、出所後のサービス利用事業所の調整をはじめ、地域生活に適応させるための福祉的支援を行うものとされている。同センターは、数年をかけて47都道府県、48か所に設置をされ、東京都にも平成23年に設置された。

このような刑務所等の矯正施設からの出所時の支援については、「出口支援」と呼ばれている。さらに、南高愛隣会は、出口支援だけでは不十分であり、裁

判段階(罪に問われ刑が確定するまでを含む)から福祉が関わっていかなければ十分な支援は困難であると考え、裁判段階での支援も模索するようになった。これが「入口支援」と呼ばれている。この入口支援については、毎年その形を少しずつ変えてはいるが、大きくは裁判段階において、福祉的支援の必要性や具体的な福祉的支援の在り方を調査、判定し、それを更生支援計画書等として証拠化し、裁判所に提出をするという枠組みである。

大阪弁護士会では、この南高愛隣会の流れとは別に平成23年度から冒頭に述べたとおり、罪に問われた知的障害者等に対応するための名簿を作成し運用を開始した。その後、横浜弁護士会でも同様の取り組みが開始され、全国各地で徐々に同様の取り組みが広がってきているようである。

4 東京三弁護士会の取り組み

東京弁護士会では、平成24年度末に東京都地域生活定着支援センターとの連携に関する協議会を立ち上げた。同協議会では、東京都地域生活定着支援センターや東京社会福祉士会と協議の場を持ちつつ、第一東京弁護士会や第二東京弁護士会との連携も深めていった。このような中、平成25年7月には東京三弁護士会刑事弁護委員会正副委員長会議で平成26年4月から専門弁護士派遣制度を立ち上げることを目標とすることが決められた。

また、この問題は福祉の問題も深く関係している。そこで、刑事弁護、刑事法制、刑事拘禁等の刑事関係の委員会のみならず、高齢者・障害者関係委員会、子どもの権利に関する委員会等が横断的に連携する必要があった。数カ月の準備期間を経て、平成25年11月には、関係委員会メンバーで構成される東京三弁護

士会障害者等刑事問題検討協議会が立ち上がった。

この協議会では、「障害者刑事弁護マニュアル」の作成、裁判所や検察官への協力要請、名簿登録要件となる研修会の企画、東京都地域生活定着支援センターの運営を行っている東京都や東京社会福祉士会等との連携等々を行ってきた。

東京地方裁判所との協議では、平成26年2月、勾留質問段階で、障害者手帳や診断書を所持している被疑者・被告人や身上調書等で過去に特別学級等に通っていたことが認められる被疑者・被告人については、裁判所が法テラスにその旨を通知し、通常の事件とは別個に配点ができるような枠組みを作ることで合意することができた。

平成26年3月には、「障害者刑事弁護マニュアル」(4頁参照)が完成し、このマニュアルに基づく研修を3月6日と28日の2回実施することができた。これらの研修会には、150名近い方に受講していただき、この問題の関心の大きさを実感することができた。

平成26年4月1日から専門弁護士派遣制度の運用が開始されたが、平均して三会合計して月あたり4、

5件程度が配点されている。現状では、精神障害が疑われる事案がほとんどである。さらに、現在では東京地方検察庁も弁解録取の段階で、障害者手帳を所持している被疑者については、一件記録に青色の紙を付けて勾留請求をする運用がなされている。

現在、協議会では、社会福祉士の方に接見同行してもらうなどし、共に被疑者・被告人の更生支援計画を検討・協議していく枠組みを作るため東京社会福祉士会と引き続き協議をしており、早急な制度化をはかりたいと考えている。

今後、東京都、警視庁、保護観察所、福祉事務所等々との連携も必要であり、どのような連携をできるかを関係各所と協議すべく取り組みを進めているところである。

5 最後に

罪に問われた障害者に関する取り組みは、開始されたばかりである。試行錯誤しながら、よりよい制度を構築していきたい。

2. 障害者刑事弁護マニュアルの紹介

東京三弁護士会障害者等刑事問題検討協議会 委員 山田 恵太 (65 期)



東京三弁護士会障害者等刑事問題検討協議会では、平成26年3月、「障害者刑事弁護マニュアル」を作成した。このマニュアルは、平成26年4月の専門弁護士派遣制度の運用開始に合わせ、障害のある人の刑事弁護を行うに当たり、その活動の一助となる

ことを目的としたものである。本稿では、マニュアルの内容について簡単に紹介する。

マニュアルでは、刑事弁護の過程で出会う「コミュニケーションにおいて特別の配慮を要する方」や「福祉的支援を必要とする(と思われる)方」を想定して、



刑事弁護において扱うことの多い障害に関し、〈総論〉、〈捜査〉、〈公判〉、〈福祉との連携〉の各項目について、Q & A方式で、どのような対応が必要となるか解説している。

1 〈総論〉について

この項では、障害（特に、知的障害、発達障害、精神障害、聴覚障害など）についての基礎知識（定義、特性等）について解説した後（Q1）、知的障害・発達障害、精神障害、聴覚障害のある人の刑事弁護で特に注意すべき点について記載（Q2～4）している。

(1) 知的障害・発達障害

知的障害（医学用語では「精神遅滞」という）とは、知的機能の発達の遅滞のために社会生活に困難が生じており、特別の援助や配慮を要する状態をいう。知的機能の発達の遅れは、おおむね知能指数（IQ）70を基準に判断される。

発達障害とは、広汎性発達障害（PDD）、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）など、脳機能の障害であって、通常は低年齢において症状が発現する障害をいう。

知的障害・発達障害のある人は、①迎合性・誘導性（相手に迎合しやすく、誘導に乗りやすいという特性）があること、②情報を短期記憶として保持することが困難であること、③認知の障害等から反省に至らない（相手の気持ちが理解できないなど）、反省の気持ちを表現することができないなどの課題が生じうること、などの問題を抱えている。弁護人としては、その特性を十分に理解し、配慮する必要がある。

(2) 精神障害

精神障害とは、統合失調症、気分障害（うつ病や双極性障害等）等の様々な精神疾患により、日常生活や社会生活のしづらさを抱える障害である。精神疾患は医学的療法によって寛解するものであることが、知的障害や発達障害との相違点である。

精神障害のある人の場合、現実離れした妄想・幻聴に基づく発言（例えば、「毒ガスが撒かれている」「留置場に敵がいる」など）をしたりして、事件内容の聴き取りが困難なことがあり、言動を客観的に観察することが必要となる。また、場合によっては、接見の際の、被疑者・被告人の言動を記録化（メモ、録音録画）すべきである。

なお、心神喪失・心神耗弱と判断され、起訴猶予・執行猶予となった場合には、医療観察法上の申立てがなされる可能性があることにも注意が必要である。

2 〈捜査〉について

この項では、接見における注意点（Q5, 6, 7）、捜査機関への申入れ（Q8）、不起訴に向けた活動（Q9）、医療観察法の手続（Q10）などについて解説している。

(1) 接見における注意点

当マニュアルでは、チェックリスト（6頁掲載）を設けて、障害があることへの気付きのポイントを記載している。

また、本人から話を聞く際の注意点として、基本的に、オープンクエスチョン（迎合性・誘導性に配慮するため）で質問を行うべきである。しかし、一方で、数量や時間、空間や比較の概念、因果関係等を理解することが苦手であることが多いため、それらの事項について質問する場合には配慮が必要である。

チェックリスト（例）～障害があることへの
気付きのポイント～

- ☐ 障害者手帳（知的障害の場合、療育手帳。名称は全国で統一されておらず、東京都では「愛の手帳」という）を持っている。
- ☐ 障害者年金を受給している。
- ☐ 養護学校（特別支援学校）卒である。
- ☐ 生じた結果について予測し、あるいは意識した形跡がない（このような結果になるとは全く思っていなかった、など）。
- ☐ 目線があわない。
- ☐ パンフレットの漢字が読めない。
- ☐ 質問に対して「はい」としか答えず、矛盾した問いに対しても「はい」と答える。

(2) 捜査機関に対する申入れ

捜査機関に対しては、①障害の存在およびそれに対する配慮（一般的障害特性だけでなく、当該被疑者の方の特性を具体的に伝えることが重要）、②可視化、③心理・福祉職の立会い、を申し入れることが必要である。

(3) 不起訴に向けた活動

捜査段階においても福祉との連携を行い、受入先を見つけることも積極的に試みるべきである。

3 〈公判〉について

この項では、捜査記録の検討に当たり留意すべき点（Q 11）、訴訟能力を争う場合（Q 12）、被告人の供述調書の任意性・信用性を争う場合（Q 13）、被告人質問における配慮（Q 14）、責任能力を争う場合（Q 15）、情状弁護における留意点（Q 16）、裁判員裁判における留意点（Q 17）などについてそれぞれ解説している。

(1) 捜査記録の検討、供述調書の任意性・信用性

捜査記録の検討に当たっては、特に、被告人の供述調書の任意性・信用性について争う余地がないかを慎重に検討する必要がある。障害のある人の特性に鑑みれば、供述調書の任意性・信用性を争うべき場合は多いと思われる。検察官の証拠請求に対して、安易に同意すべきではない。

(2) 訴訟能力を争う場合

被告人に障害がある場合、訴訟能力を欠く状態にあると考えられる場合も少なくない。弁護人としては、訴訟能力について慎重に検討した上、問題があると判断した場合には、積極的に争うべきである。

訴訟能力を争う場合、①黙秘権・弁護人選任権などといった言葉の意味を理解することができるかどうか、②法廷における訴訟関係人の役割や訴訟手続の意味を理解できるかどうか、③各訴訟行為の内容、特に公訴事実に関する検察官の立証内容や訴訟の成行き等の大筋を理解できるかどうか、④自分に有利な事実を弁護人に知らせ防御方針を相談することなどの意思疎通能力があるかどうか、などの点に注目する必要がある。

(3) 責任能力を争う場合

責任能力に疑問がある場合には、家族や施設等の関係者からの聴き取りを行うほか、できる限り医師等の専門家の助言を得て検討をする必要がある。また、たとえ責任能力に関する主張が認められない場合であっても、詳細な鑑定結果が法廷で語られることが、量刑を引き下げる効果があることに注意が必要である。

なお、知的障害について、IQの数値を単純に心神耗弱・心神喪失に対応させる見解が示されている。しかし、知能検査の結果は、検査時の環境や体調等にも左右され、特に拘禁中の人についてIQの値がそのままその人の知能を表すとはいえないことや、責任能力の有無は対象となる犯罪類型に応じて検討することから、知能指数を一つの手がかりとしつつ、行為時の状況を中心にして検討をしていくべきである。

(4) 情状弁護について

障害のある人が被疑者等の場合、裁判所は、障害に対する偏見や誤解から、再犯の危険性などを合理的根拠なく認定し、厳罰あるいは刑務所内での処遇を安易に選択することが往々にしてある（参照：大阪地裁平成24年7月30日判決→大阪高裁平成25年2月26日判決で破棄）。障害に対する偏見や誤解に基

づく根拠のない感情的な厳罰化傾向によって、障害のある人を社会から隔離、排除しようという方向にならないよう、本人の障害の内容、再犯防止への取組み、障害のある人が地域で生活することの意味などを丁寧に説明することが大切である。

4 〈福祉との連携〉について

この項では、「出口支援」と「入口支援」(Q18)、地域生活定着支援センター(Q19)、社会復帰支援室(Q20)、福祉職との連携(Q21)、利用可能な社会資源(Q22)について解説している。

(1) 「出口支援」と「入口支援」

「出口支援」とは、障害や高齢などの理由により福祉的な支援を必要とする方が矯正施設を出所するにあたり、出所後に福祉サービス等につなげられるよう支援することをいう。これに対し、「入口支援」とは、矯正施設に至る前の段階、すなわち、捜査段階や刑事裁判の段階から被疑者・被告人となった高齢者・障害者に対して、司法と福祉が連携して支援を行うことをいう。

(2) 地域生活定着支援センター

地域生活定着支援センターとは、高齢又は障害により自立が困難な矯正施設退所者に対し、退所後直ちに福祉サービス等につなげ、地域生活に定着をはかるため、本人が矯正施設に入所中から保護観察所と協働して準備を進める事業所のことをいう。

(3) 社会復帰支援室

東京地方検察庁の「社会復帰支援室」(8頁参照)は、罪を犯して逮捕・勾留された高齢者や障害者などの釈放後の再犯防止のため、その社会復帰を支援する

ことを目的として設置された。主な支援対象者は、起訴猶予で釈放される被疑者のうち、高齢や障害などにより社会復帰が困難と思われる人となっている。

(4) 福祉専門職との連携

弁護人としては、被疑者・被告人の方に障害があると疑われる場合、福祉専門職と連携し、助力いただくことを検討すべきである。

具体的な活動としては、①接見への同行を依頼し、接見において障害特性を把握してもらう、②必要な支援についてアドバイスをもらい、場合によっては、受入先や活用できる地域資源の紹介をしてもらう、③検察官または裁判所に提出するための更生支援計画を作成してもらう、④証人として出廷してもらう、等の活動が考えられる。

以上、マニュアルの内容について簡単に紹介した。実際に、障害のある方（または障害があることが疑われる方）の刑事弁護をするにあたっては、今までの刑事弁護の観点だけでは足りない部分も存在する。マニュアルを参考に、十分な弁護活動をしていただければ幸いである。また、マニュアルには、参考資料・書式として、取調べについての申入書、特別面会依頼書、更生支援計画の例などが末尾に添付されているので、これについても活用していただきたい。

なお、東京弁護士会では、当協議会主催の研修会において、マニュアルを配付する扱いとなっている。また、東京弁護士会会員サイトにもマニュアルのデータが掲載されている(https://www.toben.or.jp/members/syoshiki/download/upfiles/manual_shougaisha_keijibengo201403.pdf 会員サイトのトップページ>マニュアル>業務に関するマニュアル>東京三弁護士会 障害者等刑事問題検討協議会 編)。

3. 東京地方検察庁社会復帰支援室の取組

東京地方検察庁総務部検事 渡邊 真知子

1 社会復帰支援室発足の経緯

再犯防止は、これまでも刑事政策における重要課題として取り組まれてきたが、平成24年7月、犯罪対策閣僚会議において「再犯防止に向けた総合対策」が決定され、再犯防止が政府全体の喫緊の課題であることが確認された。同対策は、直接的には刑務所から出所した者を対象としており、これらの者に居場所（住居）と出番（仕事）を与えるなどの適切な支援を関係機関が連携して行う、いわゆる出口支援により、再犯を防止することを目標として掲げている。

こうした政府全体の取組を踏まえ、当庁においては、出所者のみならず、不起訴が見込まれる被疑者や執行猶予付き有罪判決が見込まれる被告人についても同様の取組を行うこと、つまり入口支援の在り方につき検討を始めた。従来、当庁では、被疑者・被告人の釈放に際しては、更生緊急保護制度を活用するほかは、身柄引受人を探して監督を誓約させるなどの個別的な手当を行うことはあったが、特に知的障害者や高齢者等は、就労が困難な場合が多いため、更生緊急保護による就労支援が必ずしも適さない一方、制度の不知等の様々な理由から、自力で福祉等にたどり着くこともできない場合が多く、これらの者が司法と福祉の狭間に落ち込んだままとなってしまうおそれもあった。

そこで、当庁では、釈放される被疑者・被告人が福祉等の適切な支援を受けられるように関係機関へつなぐ方策を検討するため、平成25年1月、社会復帰支援検討委員会を設置するとともに、同委員会において検討した各種施策を実行する社会復帰支援準備室の活動を開始した。同準備室には、障害者福祉等の実務経験の豊富な社会福祉士1名を非常勤職員（社会福祉アドバイザー）として採用・配置し、捜査・公判担当検察官等が専門的助言等を受けることができる

体制とした。

そして、同準備室における試行期間を経て、同年4月1日、社会復帰支援室を発足させ、翌26年4月1日には、社会福祉アドバイザーを増員して3名配置することにより、少なくとも1名の社会福祉アドバイザーが毎日執務する体制を整えた。また、従前は電話等で相談を行っていた当庁立川支部にも、新たに社会復帰支援室分室を設け、相談体制をより強化・充実させた。

2 社会復帰支援室における具体的な活動内容

捜査・公判担当検察官等は、不起訴処分が見込まれる被疑者や、公判において執行猶予付き有罪判決が見込まれる被告人につき、障害・高齢等の理由により、社会復帰に何らかの困難が予想されると判断した場合は、どのような支援制度があるか、当該被疑者・被告人にはどのような支援策が効果的かなどにつき助言を受けるため、社会復帰支援室に連絡する。

それを受けて、社会福祉アドバイザーは、当該被疑者・被告人につき、その健康状態のほか、帰住先や頼れる親族の有無、就労の可否や意欲の有無、従前の支援の有無やその継続の可否・当否等の様々な事情を総合的に勘案した上、捜査・公判担当検察官等に対し、最も適切と思われる支援策について助言する。

また、社会福祉アドバイザーは、支援を円滑に開始できるようにするため、必要に応じ、福祉事務所等との事前の連絡調整を行ったり、被疑者本人と面談して、予定されている支援内容を説明したり、今後の生活上の指針や注意点を助言したりすることによって、立ち直りに向けた一層の自覚を促すこともある（被疑者本人の同意がある場合に限る。）。さらに、社会復帰支援

室職員が、被疑者・被告人の釈放後、福祉事務所等まで同行する支援も行っている。

なお、弁護人が選任されている被疑者や、執行猶予付き有罪判決が見込まれる被告人については、捜査・公判担当検察官等を通じて弁護人に連絡し、上記同行支援を依頼しているところ、ほとんどの案件で弁護人に対応いただいている（弁護人による同行支援については、生活保護申請手続等の援助として、法テラスから報酬及び費用相当額が支給される。）。

3 活動実績

社会復帰支援室において取り扱った相談件数は、社会復帰支援準備室として活動した期間から通算し、平成26年5月末現在で514件（うち立川分室の相談は11件）であり、内訳は下記図表のとおりである。

4 今後の課題と展望

福祉的支援等を利用した再犯防止策の課題の一つは、刑務所等における施設内処遇と異なって強制力が

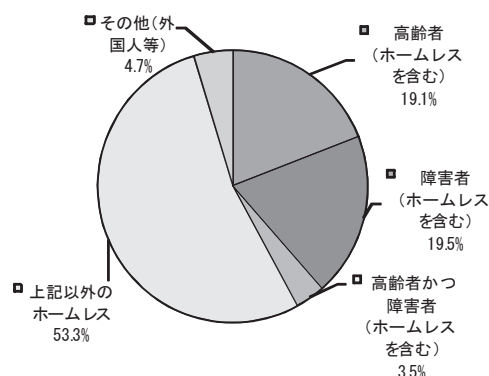
ないため、被疑者・被告人の同意がなければ支援を開始できないことである。また、手厚い支援の反面、生活に一定の制約が生じる場合もあることなどから、当初は支援を受けることを希望していた被疑者が翻意して支援を拒否する事例も見受けられる。さらに、支援を開始できても、生活を立て直すという強い意欲を本人自身が持ち続けなければ、改善更生や再犯防止には功を奏さない。しかも、具体的な支援策の決定・実施は福祉事務所等に委ねられ、検察庁において、釈放後の被疑者・被告人の生活状況を定期的に確認して立ち直りを促し続けることは、権限上できない。

改善更生、再犯防止には、被疑者・被告人のそれに向けた意欲を保持・継続させることが必要不可欠である。刑事司法においては、福祉的支援を必要とする被疑者・被告人に対し、改善更生、再犯防止に向けた意欲を高めるため、福祉的支援等を受けて生活を立て直すことの必要性、重要性を十分に理解させることが重要であろう。そのために、弁護人として被疑者・被告人に関わる弁護士の方にも理解と協力をいただき、共に連携を図りながら、犯罪者の社会復帰支援のための取組を一層充実させてまいりたい。

東京地方検察庁
社会復帰支援室において
取り扱った相談件数と内訳

（平成26年5月末現在）

分類	件数
高齢者 （ホームレスを含む）	98 件
障害者 （ホームレスを含む）	100 件
高齢者かつ障害者 （ホームレスを含む）	18 件
上記以外のホームレス	274 件
その他（外国人等）	24 件
合 計	514 件



4. 座談会「知的障害者・高齢者等の刑事弁護と社会復帰支援」

日時 2014(平成26)年5月2日

場所 東京弁護士会来賓室

司会者 屋宮 昇太(会員 55期)

発言者 関哉 直人(第二東京弁護士会会員 54期)

浦崎 寛泰(会員 58期)

宮田 桂子(第一東京弁護士会会員 40期)

松友 了(社会福祉士)

*敬称略

I 制度の沿革

屋宮：今年の4月から東京の三弁護士会で専門弁護士制度が立ち上がりました(2頁参照)。その背景として障害者の刑事問題が世の中で大きく叫ばれるようになって、大阪でも専門弁護士制度が始まり、南高愛隣会(32頁参照)をはじめ福祉と司法の連携というものがここ数年クローズアップされるようになったことがあります。この経過についてご紹介いただけますか。

松友：きっかけとなったのは、山本譲司さんの『獄窓記』です。秘書給与問題で刑務所に入ったときに見聞したことを手記として出されたものでした。そこで障害のある方とか高齢者が刑務所の中にとてまたくさんいるということが明らかにされて、特に福祉関係者に衝撃を与えたというのがスタートだったと思います。

それを受けて、長崎の(福)南高愛隣会の田島良昭さん(当時、宮城県の社会福祉協議会の副会長)が勉強会をやって、それから厚生労働科学研究でいろいろな実態を明らかにしていくことになりました(<http://www.airinkai.or.jp/hasshin/kenkyu/index.html>)。その後、「地域生活定着支援センター」が政策提起されたことが大きな動きとなりました。

次に社会復帰については、司法分野では再犯防止という形でクローズアップされてきているわけですが、それを実現するためには、要支援の人たちに対する対応が不可欠となります。それをやるのは福祉です。福祉との連携が不可欠になりました。

最後に、刑務所を出た後の社会復帰を支援する

「出口支援」をしていると、もともと福祉的な課題を持っていた人について、被疑者・被告人の段階からの福祉のかかわりが必要だろうということになり、「入口支援」というのが出てきました。

だいたいそういう4つぐらいの動きがベースになったと理解しております。

屋宮：この刑事問題で問題になっている障害者というのは、どういう障害を持った方のことをイメージしていると考えたらよろしいでしょうか。

関哉：全国の弁護士会で一番初めに取り組んだ大阪弁護士会では、知的障害と発達障害での特別な弁護活動が必要ではないかという問題提起がされて、そこから制度が始まったと認識しています。

その背景としては、コミュニケーションがなかなか困難で本当は言いたいことがあるけど伝わりにくいとか、なかなか周りから理解されにくい部分があるとか、そういったコミュニケーション上の配慮が必要な方であるという点があります。もう1つ、この障害者刑事弁護で想定されている対象者は、刑を受けて社会に出たときに、自分1人の力だけでは生活の立て直しが難しく、福祉的な支援があって初めて再犯防止になるということがあります。そういった方には従来の刑事弁護の枠を越えて活動していかなければいけないだろうと。そういった方について、社会の障害を取り除いていこうということも含めてイメージしていると思います。

屋宮：これまで日本では特に意識されてこなかったのですが、外国でこういう問題に関して意識があって取り組まれているケースというのはあるのでしょうか。



『獄窓記』
山本譲司 著・新潮文庫

松友：日本の中で意識されなかったというわけではないと思います。特に「知的障害者と犯罪」という問題は、犯罪精神医学の方々が別の形でアプローチするとともに、再審で無罪になった死刑冤罪事件として有名な島田事件は1954（昭和29）年に起こりましたが、これはまさに知的障害の青年のケースなんですね。

ですから、あの頃から関係者の中においては問題意識はあったと思うんです。ただ、具体的な動きがなかったということだと思います。

そういう中で、山口県立大学准教授の水藤昌彦さんがオーストラリアのビクトリア州でソーシャルワーカーとして現場で7年間働かれて出されたりポート（「オーストラリアビクトリア州における知的障害のある犯罪加害者に対する社会内処遇」全国社会福祉協議会、月刊福祉92（6）（7）（8））は、非常に衝撃的で、かつ具体的でした。我々もそれを参考にしながらアピールできました。

あとは毎日新聞の野沢和弘さんが、副島洋明弁護士と米国のイリノイ州の方へ見学に行かれて、警察段階からのアプローチを詳しく取材され、それを日本で紹介されて関係者の間で動きが始まりました。私が知る限りでは、この2つの情報が大きな参考になりました。

あとは中央大学の藤本哲也名誉教授が、厚労科学研究等の中でいくつかの国の情報を報告されておられますので、厚生労働省レベルのかかわりが提起されたということが言えると思います。

屋宮：今、オーストラリアのビクトリア州の例が挙げられましたが、浦崎さんはこの前行かれたのですよね。

浦崎：ビクトリア州では、判決前調査といって、量刑判決の前に福祉的な調査をする仕組みが、日本のように任意にあるのではなくて、制度として整備され

ています。最近は、「アークリスト」といって、被告人に障害があるケースでは、公判を停止して福祉ニーズ等を調査し、日本の少年事件でいう試験観察のように試行して、結果が良好であれば起訴を取り消すといった、そういう試みも始められています。

アークリストを担当する裁判官にお話を聞いてみたのですが、そういう制度ができたことで、裁判官も、障害のある方のサービスについて、かなり勉強したり、あるいは実際のケースを通じて理解が深まったりしているということでした。制度はだいぶ違いますけれども、1つの学ぶべきところかなと思いました。

屋宮：アメリカでは、ソーシャルワークと弁護活動の連携についての意識が高まっているようです。特にこの障害者の刑事問題に関して障害ゆえに同じ犯罪を繰り返す可能性があるという場合に、日本では刑が重くなるんだという話をすると、アメリカの弁護士としては驚きで、そういう障害があるから社会で支援をして、刑罰としては最小限にとどめようとしているとの反応が返ってくることもあるそうです。日本にとどまらず、司法と福祉の連携の動きは、徐々に広がってきているのかなという感想を持っているところです。

それで、日本の動きに戻りますけれども、先ほどから出ております南高愛隣会の取組みに関しては、浦崎さんが南高愛隣会に派遣されてかわわっていらっしやったので、ご紹介いただけますか。

浦崎：私は、南高愛隣会には平成25年1月から3月まで、法テラスのスタッフ弁護士として派遣研修という形で3カ月ほど滞在させていただいて、中から見させていただきました。愛隣会は、長崎の雲仙市が本部で、長崎県を中心に多数のグループホームを持っている、主として知的障害の方を支援している社会福祉法人です。先ほど松友先生からもお話が



あったように、『獄窓記』から始まり、その後、厚労省の研究事業があり、地域生活定着支援センターへという流れの中で、当時の田島理事長のリーダーシップで、愛隣会が中心になって、まずは出口支援ということで取り組んで、その後、入口支援ということで進んでいきました。

その中で、私がいた当時は、入口支援ということで、被疑者、被告人となった障害のある方にどのような支援ができるのかという、まさにそのモデル事業をしている最中でした。それは現在も続いているのですが、いろいろな試行錯誤がされています。私がいたときは障害者審査委員会という合議制の専門家のチームをつくって、弁護士から依頼があったケースについて地域生活定着支援センターのスタッフの方が事務局になって、合議制でチームを組んで、福祉の専門的知見を裁判にどう取り入れるかという非常に先駆的な試みがされていました。

私も、その中で、弁護人の経験を踏まえて、個々の審査会を傍聴させていただいたり、センターの方とケース検討をさせていただいたりしました。先駆的な試みということで、弁護人の考え方と、支援をしようという福祉側の視点が微妙にぶつかり合ったり、あるいはずれていたりということがありました。それは、ある意味異なる文化がぶつかり合う場面なので、やむを得ないことと思います。そういった場面を見させていただいて、これを全国的にどう普及させていくか、あるいは制度化していくかが重要と思いました。

屋宮：今、出口支援、入口支援という話がありましたが、その言葉の意味を簡単に説明していただいていいですか。

浦崎：もともと山本譲司さんの『獄窓記』が出たところからの問題意識は、どうも刑務所の中に障害のある

方がかなりおられ、そういう方たちがなぜまた刑務所に戻ってきってしまうかという、刑務所を出るときに、きちんと福祉的なサービスにつながっていないということでした。身寄りもなく、釈放されても行き場もない人たちをどう支えるか。刑務所を出たところできちんと福祉につなごうというのが当初のモデル的な試みとしてなされていたので、それが「出口支援」といわれるようになりました。

屋宮：その出口支援を実現した1つの形が地域生活定着支援センターという理解でよろしいですか。

浦崎：そうですね。

屋宮：このような動きとは別に、司法と福祉の連携という流れは非常に強くなっていて、東京地検（8頁参照）をはじめ、各地で社会復帰支援室またはそれに類するような組織が検察庁側にできているようですけれども、これはどういう組織なのでしょう。

松友：検察庁の中に社会復帰支援室ができた背景は、刑事政策の歴史的な到達点だろうと私は見ています。言い換えると、ある人が思い付きでつくったのではなく、ある種の必然だったと言えます。そのため今後、全国に広がる可能性があると思います。

平成24年の閣僚会議で、10年以内に再犯率を20%抑制するという数値目標が出されて、これが矯正局等も含めて、法務省の中でかなり衝撃的な問題提起になったようです。これを契機に、地検で対応しようということで、社会復帰支援検討委員会が設立されて、社会復帰支援室ができたんですね。言うなれば、組織全体の積み上げがありました。

検察庁の社会復帰支援室は、そのような背景を踏まえて、起訴猶予ないしは起訴されても執行猶予が付くであろうと想定されるような方で、ここで釈放した後、社会的あるいは個人的支援を行わないとまた同じような罪を犯すのではないだろうかと心配



『知的障害者刑事弁護マニュアル』
大阪弁護士会 編・Sプランニング

される方を、その支援につないでいくことを目的として設置されました。

だから、具体的にやっていることは、検事、副検事から相談されたケースに対して、アセスメントをして、具体的な支援方法を助言し、中にはつなぐ先との間でやりとりや調整をしていくという業務になります。

屋宮：つなぐ先というのは、例えばどういうところですか。

松友：相談対象者の半分ぐらいの方は、障害とか高齢という問題がなく、いわゆるホームレスの方なんです。障害のある方や高齢の方でも、多くの方は住居がないので、広い意味でのホームレスなんです。

ホームレスの方は、ホームレス支援として生活支援や就労支援という形になります。窓口はどこの福祉事務所でも受けます。ところが、障害とか高齢の場合の福祉は、援護の主体者というのが市区町村になるのです。ということは、市区町村に住民票がないと、そのサービスを利用できないんです。それで、ホームレスの方はまずは住所を確定するというのをやらないといけません。更生緊急保護を活用しますが、それに加えて福祉事務所に行って、ホームレス自立支援事業や生活保護の関連施設等に入って、そこを住所とすることになります。その後に、障害福祉や高齢者サービスにつなぐという2段階のまどろっこしい形にならざるを得ません。本来は、障害福祉とか高齢者福祉につなぎたいのですが、我々の段階では福祉事務所とやりとりして、そこにつなぐことが非常に多いですね。

その後については、本人の承諾を得て福祉事務所に情報提供したり、向こうのスタッフに次の支援に広げてくださるように要請するという形になっています。

屋宮：検察事務官は、具体的にどういう活動をするの

でしょうか。

松友：大きな役割は、同行支援です。つなぐ先に同行していただく、という仕組みです。

国選弁護人がいらっしゃる場合には弁護人にもお願いしていますが、とにかく原則的に同行することになりました。もちろん、本人が主体的に福祉サービス利用の意志を持たなくてははいませんが、やはり側にスタッフが付いていくということは非常に心強いし、時にはその機関とのやりとりの中で適切な助言をすることもありますので、利用の決定に効果的だと思っています。

屋宮：松友さんとしては、検察官のこの取組みに対する姿勢をどのように感じていますか。

松友：検事さんたちと会ってみて、裁判官や弁護士との間で、いい意味で司法の専門家同士の連携があるというのは驚きでした。また、特に私たちのところに来るのは微罪で背景がある方ばかりですので、罪を罰するというだけではなくて、障害等の背景に対する理解というか、「何とかしなければいかんぞ」という意識が予想以上に強いことに感動しました。

屋宮：これまで弁護士会以外の活動の広がりをお聞きしたわけですが、弁護士会の取組みの経過をお話いただけますか。

宮田：2006（平成18）年に大阪弁護士会が『知的障害者刑事弁護マニュアル』を出版しました。今も本当に役立つ本ですが、障害者が虚偽供述をすることで冤罪が生じる危険を説明すると同時に、情状弁護としての福祉との連携という視点も打ち出しています。時を同じくして弁護士会の方でも同様の問題意識を持っていたといえるかと思います。

ただ、私たち弁護士は、障害者の刑事事件の問題は、不当な捜査を防ぐにはどうしたらいいのか、あるいは適正な裁判がどうすればできるかという視

点から動いてきていました。弁護士会の動きで、福祉との連携という視点が強く出てきたのは厚労省研究の後のこの数年であることは間違いありません。

日弁連は、昨年、高齢者・障害者委員会と刑事弁護センターが協働して、障害者の刑事問題に関する協議会を立ち上げています。それに先立って、東京三会では、一昨年、東弁がいち早く地域生活定着支援センターとの協議の委員会を作られ、昨年度からは東京三会のそれぞれに障害者の刑事問題の協議会ができ、三会でも協議会が立ち上がりました。

大阪弁護士会では、障害者・高齢者委員会が中心になって、障害者弁護の専門の名簿を作り、研修をし、名簿登録者のために情報提供するメーリングリストを作る等の活動をし、実績も上げておられます。また、同会は、大阪の社会福祉士会と協議をして、福祉の視点を取り入れた更生支援計画書を作成いただく活動を始めています。横浜弁護士会は、昨年10月から知的障害者についての専門名簿を作り、活動を始めていますが、まだ配点件数は比較的少ないと聞いております。

厚労省研究の「調査支援委員会」を試行している島根や和歌山ではそこと協力して何ができるのか、あるいはどんな問題があるかを検討しておられますし、仙台弁護士会は、弁護士と社会福祉士が「チーム仙台」をつくって、個々の障害者の弁護人をサポートをする組織もつくったと聞いています。

松友：今おっしゃった島根などは、浦崎さんがおっしゃっていた例の新長崎モデルの事業の発展の一環でやっているところです。

屋宮：そうですね。

松友：南高愛隣会の新長崎モデルの動きが先駆的にいろいろな影響を与えたというのは、そこでも見えますよね。

宮田：東京地検で社会復帰支援室ができましたが、仙台地検では刑事政策推進室として、社会福祉士が被害者の支援も一手にやる形になっていますね。

松友：そうなんです。被害者支援と加害者支援を同じところでやるという、これは非常に面白い、素晴らしいやり方だと思います。

関哉：名簿に基づく派遣制度は、今年度から千葉県弁護士会でも始まったんですね。

宮田：あと、福祉、という視点だと、埼玉で、ホームレス支援をやっていますね。

屋宮：そうですね、NPO法人ほっとポットなどですね。

宮田：ほっとポットと組んで、貧困者、居住先あるいは就労先がない方の支援をしておられます。

松友：埼玉は、以前からホームレス支援等は行政レベルも非常に熱心です。ですから、弁護士会も社会福祉士も熱心ですね。

屋宮：本当にここ数年で一気に司法と福祉が連携していかなければならないのではないかという問題意識が弁護士会でも広がってきているということですね。今回、東京三弁護士会でも専門弁護士派遣制度の実施を始めたわけですが、これはどういう制度になりますでしょうか。

宮田：弁護士会側は、「SH名簿」という形で、障害者の専門名簿を準備しました。これは東京三弁護士会で企画した研修会を受けていただいた弁護士を登載した名簿です。障害者刑事弁護マニュアル（4頁参照）を作成・配布し、研修を行う。毎年この研修内容を更新していきます。

そして、裁判所は、勾留質問のときに、裁判所が証拠上ははっきりと障害者だと分かる以下の3つのケース、障害者手帳あるいは支援の受給証を持っている方、身上調書中に特別支援学校や特別支援学級に通った旨の記載のある方、そして精神科の診断



屋宮 昇太 会員

書を持っておられる方については、SHという記号を付して法テラスに事件を回します。

法テラスでは、SHの案件を通常の名簿に従って機械的に配分するのではなく、弁護士会に、東弁、一弁、二弁を2対1対1の割合で、一種の特別案件として配点を依頼します。

こういうしくみの制度が始まったわけです。

今年4月から始めて5月2日現在で4件ありましたが、各弁護士会で把握したところでは、精神障害の案件が多く、我々がとくに問題意識を持っていた知的・発達障害の案件は未だありません（※なお、6月の段階で、知的障害者の案件が配点されている）。今後の課題として、マニュアルの精神障害に関する部分を厚くしていく必要があると思いますし、社会福祉士だけではなくて、精神障害の場合には医療との連携、精神保健の専門家である精神保健福祉士との連携なども必要になってくるでしょう。

もう1つの課題は、現在、裁判所からは、SH名簿の対象者という情報しかいただけないのです。裁判所は、障害は重大な個人情報であり、配点連絡票に書いて送ることに抵抗感をお持ちなのだと思います。しかし、最初から障害の種類がわかれば、例えば、この被疑者は精神障害があるので医療観察法名簿にも載っている精神障害に強い弁護士に配点する、といった個別の対応ができるので、もう少し情報をいただきたいところです。

屋宮：専門弁護士派遣制度は始まったわけですがけれども、実際に診断書とか障害者手帳を持っている方は基本的には精神障害の方が非常に多いので、結局、知的障害、発達障害の方々をどういうふうに適切な弁護を受けられるように体制を組むかということについては、さらに突っ込んだ取組みをこれからしていかなければいけないんだろうなと思っています。

Ⅱ 捜査段階で考慮すべきこと

屋宮：そういう意味で、捜査段階において最初に弁護活動を始めた段階で、障害に気付くためには、どういう点に注意をすればよろしいでしょうか。

松友：障害者手帳や記録など明らかなエビデンスがある場合には問題ないのですが、それ以外の場合にこの人には障害があるのではないかとある種の当たりを付ける要素は、大きく2つほどあると思います。その前提として、ここでいう障害は、WHOなどがいっているところのフィジカル&メンタルといったときの広い意味でのメンタルな方の障害、日本でいえば精神障害、知的障害、発達障害を考えています。

1つは、コミュニケーションです。やりとりする中で、コミュニケーション的に違和感が出てくると思うんです。会話が成立しない場合もあれば、あることに非常に固執してしまうとか、通常の会話が成り立たないということが、一番大きいかなという感じがします。これは、取調べとか弁護で会話をしているときにまず感じることだと思います。だから専門的なことということよりも、ある種の日常的な我々の常識から見てわかるかなと思います。

2つ目は、ヒストリーです。その人のヒストリーを見たときに、これは何でだろうということがあります。例えば、仕事を転々としているとか、「履歴に空白がある」という言い方をよくするのですが、職に就いていない時期があるとか、学歴に中退が絡むとかです。そういう経歴の中で「おや？」と思えるような部分があって、先ほどのコミュニケーションと重ねていくと、これはメンタルな問題が疑われると思います。

確実にするには、医学あるいは心理テスト等が必要になってくるのですが、ある程度の当たりを付け

ると、だいたいそれは外れてないかなと思いますので、この2つのポイントがその方を見るときに注意することかなと思います。

屋宮：例えば、当番弁護で接見に行ったときに、障害者認定は受けていないけど、その場で接見しているうちに障害がありそうだと分かって障害認定につながったみたいな経験がある方はいますか。

宮田：賽銭泥棒や万引を繰り返している事案で、話していて、ものすごく子供っぽい、語彙が全然ない等の問題があり、これは知的に問題があるけど責任能力を争って長引かせてもどうかと思って争わなかったことが昔ありましたが、今なら争うだろうと思います。障害認定にはいかなかったのですが、軽微な窃盗を繰り返している被告人について、刑務所に照会を掛けたら、中度の知的障害域の知能との回答を頂いたことはあります。

そもそも、面会が短くて障害が見過ごされることも多いのではないかと。「常習累犯窃盗なんだね。絶対、刑務所に行くんだよ。示談する金もないでしょう。家族とか連絡取れる？ 取れない。そう」。機械的に接見して、被疑者・被告人のキャラクターとか経歴に接するまで掘り下げられなかったら、たぶん障害に気付かないです。

屋宮：浦崎さんは、いかがですか。

浦崎：公判段階で精神鑑定をやって初めてIQが50台とかなり低いことがわかったケースがありました。でも振り返って見たときに、捜査段階でそういう意識をしていたかという、ちゃんと気付いていなかったですね。確かに何か子供っぽいところはあるかもしれないけれども、聞けば答えてくれるし、それっぽい動機も語ってくれるので、知的障害は意識していませんでした。

そういう意味で見ると、今まで自分たちが会って



浦崎 寛泰 会員

きた人も意外に見落としているんだろうと思いました。実際そのケースも前科が17件ぐらいあったのに、それまでにまったく福祉につながっていなかったの、少なくとも17回以上は見逃されていたことが分かりました。

宮田：少年事件では、鑑別結果や調査官調査を見て「この子の知能はこんなに低いんだ」「発達障害だったんだ」みたいな経験することは結構あります。その経験が応用できる面はあります。

あと虚偽供述の案件で、客観的な事実と全然違う、迎合的な自白をした案件で、簡易鑑定を開示させたら知的に境界域だった経験もあります。下級審では、知能の問題はないから責任能力はあるね、という形で終わっていたのですが、境界域でも虚偽供述をしてしまうのですね。

松友：軽度の知的障害と発達障害や軽度の精神障害は、区別を付けるのが難しいということがあります。しかし、逆に言えば、何も区別することはないし、その人の社会的な生きづらさにきちんと対応すべきことが重要です。

ここにはまだ出てきていませんが、高次脳機能障害という障害があります。大人になってから起こってくる障害ですが、これも認知機能の障害なんです。話したり生活する上ではほとんど問題ないのですが、例えばある種の抽象概念とか社会的ルールとか契約になると分からなくなっていく。正式な判断には、神経心理学的テストが必要となります。

だから、「おや？」と思うぐらいが我々のせいぜいのところで、本当にきっちと判断するには、専門家にみてもらう必要があります。実は少年鑑別所がそういう機能を持っているところもあるようです。裁判においても、あるいは将来のその人の社会復帰においても極めて意味のあることだと思うので、専門

家にそういう分野もかませていくのは必要なと思います。

屋宮：今、発達障害という名前が出てきましたけれども、発達障害はどういう障害かご紹介いただけますか。

松友：これは日本では独特な表現と定義になっています。発達障害支援法という法律ができたときに、そこで示され、規定されたのです。

もともと広汎性発達障害という障害名があったのです。あるいは軽度発達障害という名称を使う人もいました。発達期に起こる認知機能障害のことなんです。国際的にかつ医学的に「発達障害」というと、知的障害、脳性まひ等の運動障害、てんかん、それから日本でいういわゆる発達障害の4つが入ります。しかし、日本における発達障害は、発達期に発症するいわゆる認知機能障害なんです。

一番有名なのは自閉症です。日本ではアスペルガー症候群がよく犯罪との関係でいわれますが、これは今度のアメリカの学会の分類では自閉症スペクトラムという概念の中に入れ込んでいて、もうアスペルガー症候群そのものがなくなってくるんですね。そういうふうに非常に専門家の間でもいろいろな議論が続くところで、分かりにくいところですが、少なくとも特徴として一番言われるのは、コミュニケーション的に空気の読めないというか、状況認識の中で不思議な発言、行動をするということです。他に、学習障害（LD）と注意欠陥／多動性障害（AD/HD）が入ります。

知的レベルとしては、知的障害を合併する人もいますけれども、もともとの発達障害は知的障害とは違います。ですから高度に優秀な知的能力のある方もいらっしゃいます。全体に言えるのは、状況との関係のコミュニケーション等においてどうしてもずれが起こってくる、あるいはあることにこだわってしま

うということの特徴としているような障害ですね。

屋宮：その障害と犯罪をしてしまうこととの関係はあるのでしょうか。

松友：障害というのは、インペアメント（機能／形態不全）といいますが、機能的あるいは形態的な不全を医学的背景としますが、その不全が犯罪という社会的行動にどうつながるかというのはいろいろな議論があります。

かつては、特に犯罪精神医学者などは、これを直線的にとらえる人が多かったのです。しかし、日本も批准した国連の権利条約における障害のとらえ方では、「インペアメントを持っている人間が社会の中でどういう関係性を持つか」、いわゆるソーシャルモデルでのとらえ方になっています。

その考え方から見ると、犯罪というのはまさに環境との関係性の中で起こってくる現象ですから、どのような環境の中にいるか、支援があるかないか、バリアーがあるかないかということによって、その結果としての犯罪行為が起こるかどうかなにかということになるのです。

ですから我々は、いわゆるインペアメントとしての医学的な不全ではなくて、その人がどのような状況の中にいるかということを重視すべきだと思います。だから逆に言うと、その部分をきちんと論じて対応していかないと、それがうまくいかなかった人においては、結果として犯罪につながりやすくなります。

屋宮：そういう障害の状態をしっかり把握して、社会の環境との関係性に問題があるということであれば、その関係性を改善していく弁護活動、福祉的支援を行っていかねばならないということですね。

松友：そうですね。

屋宮：そういう障害というものが、私たちは法律の勉強をしてきて、なかなかすぐには分からないと思う

のですが、関哉さんはどうやって障害の概念を勉強してきましたか。

関哉：最初は、分からない障害の事件が来たときは、やっぱり読み物を読みますね。例えばLD（学習障害）の事件が来たときに、どう犯罪と関係あるんだということ、まずLDの勉強をしましたよね。何冊も読んでも何も答えに結び付くものが出てこないんですけども、でも何か本人理解につながるという部分はあると思うので。

あとはやっぱり、ある程度の経験を積むというのは、この気付きという点では絶対的に必要になってくるのかなという気はします。

屋宮：浦崎さんはどうですか。

浦崎：関哉さんのおっしゃるとおりなんじゃないですかね。いくら本で何か抽象的に障害の勉強を、例えば社会福祉の勉強をしたとしても、結局、依頼者ごとに勉強をするしかないですよ。例えば、統合失調症の人だといわれれば統合失調症の破瓜型とか何とかというのを「あ、この依頼者はこういう人なんだ」と勉強したり、知的障害といわれて「ああ、そうなんだ」と思って勉強したり、あと臨床心理士さんの鑑定でこの人は自閉症スペクトラムがどうのこうのといわれて「ああ、そういうものか」と勉強したりしますね。それと目の前の依頼者の人間像と照らし合わせてわかるようになるということしかないのかなと思いますよね。

屋宮：なるほど。分かりました。それで、これは障害がありそうだなと気付いたときに、接見で注意すべき点はこういったことがありますか。

宮田：まず時間をかけて話を聞くことが大事だと思います。接見して違和感がある、この人は障害があるかもしれないと思ったら、接見時間を長めに取るとを心がけるといいと思います。態度としては「受

容的」という言い方がされますけど、少なくともゆっくりしゃべる、簡単な言葉を使う、短い文章で聞いていくとよいと思います。表現も、小さな子供に対してこれをどうやって説明したらいいだろうかと考えてみる。また、仮定的な聞き方をすると答えが出てこなかったり、誘導的な聞き方をするととんでもない方向に誤導していつてしまうこともあり得るので、質問はできるだけオープンな質問を使う必要があります。

オープンな質問でも、例えば、弁護人が「何でそんなことしたの？」と言ったら、被疑者が怒られていると思ってそこで話が止まってしまうことや、なぜという問いに対応する答えである抽象的なことが説明できずに止まってしまうことも起こり得ます。難しいですが、その人に応じた言葉で聞いていくことが必要なんだろうと思います。

障害がある人は、論理的に組み立てて話すのが苦手なことも多いから、例えば「その時どんなふうだったか絵を描いてみてる？」といって、図の中に立ち位置を描かせてみる、どんな状況だったか絵で説明してもらって、あるいは動作をさせてそれをこちらで言葉に落としていく、といった言葉以外の方法を使うことは大事なのかなと思います。

あと、健常者の事件なら、被疑者に、被疑者ノートをつけてもらって、弁護人は接見の際、詳細にメモを取り、そのメモには確定日付を取っておけばいいのですが、知的障害とか発達障害の人とのやりとりは、これでは足りないことがあるのかなと思います。例えば、質問への答えがこんなに抽象度が低いとか、ちょっと誘導したらとんでもない方向のことまで認めてしまうとか、弁護人がやりとりの中でしまったと思うようなことは、メモに取りきれない。録音とか録画で保全できるのなら、そうすべき場合も多い



第二東京弁護士会
関哉 直人 氏

と思うんですね。

屋宮：障害があると気付いた場合に、捜査機関に対して、どういう申入れを行った方がいいんでしょうか。

関哉：1つは、やはり本人の特性に応じたコミュニケーションを取れるように配慮してほしい、コミュニケーション上の配慮をしてほしいという申入れだと思うんですね。それは、さっき宮田さんがおっしゃったように、本人の話をじっくり聞くということと目的は同じだと思います。マニュアルに詳しく書いてありますが、例えば知的障害一般の申入れ事項の中に、聞いたことに対して「はい」と答えるとか、矛盾する問いに対しても「はい」と答える、しかも本人は矛盾しているという認識がないという特徴があります。その1つだけでも捜査機関に申し入れたことで、捜査機関はどういうふうに聞かなければいけないかなと考えると思うんですね。考えた結果、おそらく本人の話をできるだけ聞こうという姿勢が生まれると思うので、そういったことを1つの目的として申入れは行うべきだと思います。

マニュアルには書いてありますけど、ご本人の様子から障害一般に通じた特徴を伝えて、そこへの配慮を促すということと、もう1つは、その本人の特性に応じた配慮事項をできるだけ関係者から聞いて、あるいは自分なりにつかんで、それを申し入れていくという二面的な申入れが必要だと思います。

もう1点は、申入れの目的は、制度の適用を促すことだと思うんです。知的障害でコミュニケーション上の問題がある方とか精神障害のある方というのは、取調べの全過程の録画・録音がされるという扱いになっています。それを制度として検事や捜査機関が知っていたとしても、本件にそれが適用されなければいけないことを伝えて、後々、どんな質問がされて、それに対してどう答えたかというのを検証

できるように可視化の申入れをする必要があります。

併せて心理福祉関係者の立合いという制度がありますが、これもこの被疑者にとっては必要な制度なんだということで、適用を促していく。実際に立ち合っている専門家の方に聞いたら、検事にレクチャーすると、検事はその趣旨をちゃんと理解してくれて、今まで聞いていた聞き方を変更して、本人の話を聞くように質問を変えて聞いているということです。そういった有効な手段を使えるように促していくのが申入れかと思います。

屋宮：弁護人が検察官に対して起訴、不起訴についての意見を申し入れる際に、特に障害があるということで注意する点がありますか。

浦崎：例えば示談して起訴猶予を求めるというのは、たぶん障害があろうがなかろうが関係ないと思うのですが、障害の場合だと、先ほど松友先生がおっしゃったような、単に生物学的な問題にとどまらず、社会関係性の問題がその事件の背景にあるというのが浮かび上がってきたときに、それをどうケアするのかという視点で検事を説得する必要があります。

特に障害のある方で犯罪を繰り返しているようなパターンですね。起訴されれば実刑になってしまうが、何とか起訴猶予にしてもらいたい。でも繰り返しているから、検察庁としては、従来の判断でいけば起訴は確実。そういう事件では、今までとは違うんだということを環境的なケアを含めて提案しないと、不起訴にしてくれという説得力は欠けてしまうのかなと思います。それを最大20日間でやるというのはとても難しいのですが、単純に本人の反省とか家族の監督というだけでは、特に障害の場合、環境との関係でいえば難しいのかなと思います。

例えば、自閉症と統合失調症の方で、それまで全く福祉のサービスにつながっていないので、そこ

をどうにかしてサービスにつなげようとしたケースがありました。ただ親も本人もそういうものにどちらかというと拒否的な中で、当該区にはどういうサービスがあってということを、お母さんや本人ともディスカッションしました。そのときにも知り合いの精神保健福祉士の方の知恵もいただいて、いろいろ使えるようなサービスのリストをもらったりしてやりました。そういう調整を、最大20日間という限られた時間の中でも何とか工夫してやらざるを得ないのかなと思います。大変ですけど、そうしないとやっぱり障害のある方の捜査弁護は、うまくいかないと思いますね。

屋宮：福祉の側から見て、例えば捜査段階の10日とか20日でアセスメントして何か対応することは可能なのでしょうか。

松友：地検での現実では、10日どころの話ではありません。数十分の間にアセスメントして、何らかの方向性を出さないといけない場合があります。時間があるにこしたことはないんですが、時間がない中でも、トリアージみたいなことをやらざるを得ないときもあるわけです。ある種、野戦病院みたいなもので、その与えられた中でやるしかないという感じはします。

だから与えられた中で、いかにデータを集めていくかとか、あるいは想定を出すかということが必要となります。そういう意味では、我々ソーシャルワーカーは日ごろから仲間とか関係者のネットワークを持っていて、その力をいかに早く導入するかということになると思います。時間との関係はしょうがないと思いますね。

屋宮：10日とか20日の間でできる限りのことをやるというような取組みを今後は福祉士会の方でもやっていただけるということでよろしいですか。



社会福祉士
松友 了 氏

松友：そうですね。それにかかわれるだけの社会福祉士の養成というか、名簿登録システム等をつくっていきたいと思います。それができれば、彼の場合にはこういう受け皿が想定されて、その受入れの承諾も得ているというエビデンスとして出せますから。それには、単純な制度論だけではなく、具体的に顔がつながることが必要です。我々としては、社会福祉士はその力がなくてはいけないと思っていますので、そういう養成とか登録を今考えているところです。

屋宮：精神障害があった場合に起訴されなかったという場合、その後の手続きはどういう流れになっていくんですか。

宮田：他者の生命身体に関わるような重大事件、例えば、放火、強姦、強制わいせつ、殺人、強盗のほか、傷害について、医療観察法の審判に掛けられる可能性はあります。

本来、命にかかわるような重い事件を起こした障害者が何の治療も受けられないのでは困るということでできた制度ですが、実際のところ、重い事件では、責任能力に問題がある事件であっても起訴されてしまいますので、その件数は多くありません。入院命令が出た例は、平成24年は全国で257件です。むしろ怖いのが、非常に軽微な傷害だけでも妄想に基づいてやっているのではないかと、医療観察法の方に流れてしまう危険もあります。何の医療も受けていなくて、家庭に恵まれていない、あるいは親が高齢で援助が期待できない場合は、軽微な傷害事件を起こして、刑事事件なら罰金か数カ月の懲役相当の人が、治療の1クールが1年8カ月の医療観察に回されてしまっていることもあります。257件のうち傷害事件が80件と3分の1近くあります。

先ほど浦崎さんのおっしゃったような、医療や福祉につなぐ作業をきっちりやっておかないと、医療

観察法の入院で1年半入れられてしまうことになりかねないところが非常に怖いところで、生命、身体にかかわる事件の場合は、我々はその辺を意識しながら弁護しないと危ないと思います。

浦崎：私の先ほどの事案も、結局、医療観察になってしまいました。わずか全治5日の傷害で、前科前歴もない事案でした。検事に、「こういうのも医療観察にするんですか」と聞いたんですけど、「条文上そうなっていますので」と言われました。いや、裁量だろうと思っているんですけどね。

屋宮：そういう意味では、不起訴を主張するとともに、医療観察の必要性みたいなものを言っていかなければいけないということなんですかね。

浦崎：意見書と更生支援計画書に、医療観察法に流す必要がない、これだけ地域でやるからということを書いて提出したんですけど、ちょっとした事件でも入院の必要ありとなってしまう。

宮田：最初の審判できっちりやらないと、抗告審や再抗告審では引っ繰り返すのが難しい。医者が鑑定するときにこちらの側の意見を目に触れる形にするとか、カンファレンスのときにこちらの意見をきっちり言うよう工夫しないといけない感じがします。

Ⅲ 公判段階で注意すべきこと

屋宮：起訴されてしまった場合に、公判でまず重要なことは、検察官請求証拠を含めた捜査記録の検討だと思うのですけれども、これについて注意しなければいけない点は、どういった点になりますか。

関哉：まず本人の言葉がちゃんと反映されているかということだと思うんですね。特に質問等の関係で答えが決まりやすいというところに障害特性が表れや

すいという部分があるので、どんな質問に対してその答えが出てきて、その調書ができていくかということとか、あるいは言葉が本人の言葉として書かれているかということは常に見ていかなければいけないかなと思います。

接見で話している彼の言葉ではこんな言葉は出てこないぞと思ったときは、調書に何か隠されているものがあると思います。多くの障害者の冤罪事件は、調書で本人が語れるはずがないというところから疑問符が打たれて、ふたを開けてみたらという事案が多いと思うので、その点の注意が必要かなと思います。問答形式で調書が作られていても、実際にその問答をもう1回接見時に繰り返したら、同じように答えられないということもあるので、本人の言葉で書かれているかを慎重に確認する必要があります。

特に知的障害、発達障害の方は、コミュニケーションの特徴として誘導に非常に引っ掛かりやすいという点があるので、障害のない方の事件に比べて、より調書に重きを置かず、客観証拠だけで心証がとれるかということとはよく言われるところです。

もう1つは、乙号証が非常に少ないとか、調書が短い事案は結構多いのですが、実際は本人と話してみるとしゃべりたいことがいっぱいあって、事件に関しても本当はもっと言いたいことがあるんだけど、何か言うタイミングがないとか我慢しているといったところで調書に反映されていないという事件も多いかなと思います。そういう意味で、もっと本人から話を聞いたら、こんな調書ではなくて、隙間があってそこに埋められるものがたくさんあるのではないかなという見方は必要なかなと思います。

屋宮：責任能力は分かりやすいのですけれども、訴訟能力については、どういう事案で検討すべきだとお考えですか。

浦崎：私自身は訴訟能力を争った経験というのではないのですけど、三会のマニュアルに詳しく解説されています。過去の裁判例では、ろう者の方が多いみたいです。重い聴覚障害をお持ちの方で、諸般の事情があって言語教育とか手話の教育を身に付けていらっしゃる方というのは、その方が教育を受けてきた範囲で、弁護人とか黙秘権とかいうものを、きちんと手話通訳を使っても伝えられないし、筆談でも無理だということがあります。私が弁護人で、向こうに座っているのが検察官で、真ん中にいるのが裁判官ということすらきちんと理解されない方に刑事裁判という形で刑罰を科すのは、手続保障がなされていないだろうというのが訴訟能力の基本的な考え方です。今回のSH名簿も、知的障害や精神障害だけではなくて、ろうの方が来る可能性だってないとは言えないわけで、そういう方に当たったときに、果たして黙秘権とか弁護人ということがきちんと理解されるのかという視点は、私たちもきちんと勉強しないといけないと思います。

もちろん、ろうだけではなくて知的障害の中度以上の方で訴訟能力が問題になって否定されたケースもあるということなので、責任能力だけでなく、訴訟能力という視点も、障害のある方の弁護という点では、きちんと学んでいかなければいけないと思いますね。

屋宮：最近ほかにも認知症でも訴訟能力が否定されて、検事が起訴を取り消すという事例も少しずつ報告されるようになってきていますよね。

浦崎：高齢の方の認知症のケースもこれから増えてくるでしょうね。

関哉：かつて訴訟能力を争ったケースで、こちらの前提としては、訴訟能力は訴訟手続きに入る前にその手続きが理解できるかどうか判断するための能力だ

から、先行して判断されなければいけないということで主張しましたが、裁判所は審理と並行して訴訟能力の審理もやるというスタンスで進めることが多いみたいで、実際にその事件もそうでした。ただ、訴訟能力について前提として判断するべきと争うことで、裁判官も検察官も、手続きに配慮しようという意識が生まれるという効果はあるかもしれません。

宮田：知的障害の場合には障害の重さで訴訟能力の問題が出てきますけど、聴覚障害の場合には就学免除で、言葉とまったく接していない方が問題になっています。

松友：ありましたね。岡山事件でしたね。あれなんか典型でしたよね。

宮田：八王子でも。全然言葉が分からない方に、裁判のときに、手話通訳の方が、手話とは違う日常生活の動作をしながら、言葉を教えていった事件があるんですね。

松友：ありましたね。

宮田：ろう重複、とくにろうでかつ知的障害の方の事件だと、今後、訴訟能力の問題を争わなくてはいけない事件が起きてくるんだろうと思います。

屋宮：訴訟能力がないと認められたときの効力はあくまでも訴訟手続きの停止だという制度的な問題が実はあって、訴訟能力を争おうとすると、「訴訟手続きが停止するだけです。その後、延々と拘置所に勾留させておくつもりですか」と言われる場合もありますね。まあ、それが明らかになれば、検察官は起訴を取り消さざるを得ない場合があると思いますが。

宮田：聴覚障害の裁判例は、ろうあ者更生寮と昔いついていたろう者の自立支援施設に入所することで、検事が公訴を取り下げています。知的障害者の場合でも、こういうところに入るからもう問題は起こらない、ということなら、もしかすると公訴を取り



第一東京弁護士会
宮田 桂子 氏

下げられるかもしれません。

屋宮：被告人質問にあたって配慮すべき点はどういう点でしょうか。

宮田：まずは十分な打合せですね。この人はどんなしゃべりをする人なのか分かっていないと、被告人質問ができな気がします。また、外国人の事件で十分に尋問時間を取るのと同じように、普通の人より時間がかかる可能性を考えます。例えば、的外れな言葉が返ってきたり、自分の興味のある話の方に飛び付いて思い切り話がそれていくことがあったりします。そういうやりとりをあえて止めずに、裁判所に対して、まさに障害があることを法廷で実感していただけることもあるので、長めに時間を取っておくことは必要なかなと思います。あとは、障害者は集中力がないから、休み時間を30分ぐらいのところで入れてもらうとか。30分は長いですかね。

関哉：裁判官が気を利かせて、休み時間を入れようとしたりして、逆に切られてしまうこととかあるんですね。1回20分とか休み時間を入れるじゃないですか。

宮田：そう。裁判所は休むと長いんですね。

関哉：5分ぐらいにしてほしいです（笑）。

宮田：だからといって続けられるとへたばってしまうし。あとは、オープンクエスチョンを使っていくことは大事だと思います。主尋問でオープンな質問を聞いていくときに、言葉で説明できないときには、白地図や実況見分調書の図面に記載がないものを予め準備しておき、それに書き込ませたり、絵を描かせたりして説明させるべき場合もあるでしょうし、質問の意味が分からないときや記憶を喚起するために図面を示すことも場合に必要になってくるので、異議を出されないように検事に、予め示す書面を提示しておくといった打合せをしないといけないかもしれません。

あとは、独特の言葉遣いをして、普通の人はこういう意味では使わないけど、この人はこういう意味で言っているみたいな言葉が出てきたときに、被告人質問の後でそれを誰かにフォローしてもらう必要がある場合もあると思います。被告人質問の中でも、被告人が特殊な身ぶりとか手ぶりや、すごい怒ったような顔をしているとき、「今のこういう動作はどういう意味かな、こういう意味かな」とか、「今、こんな顔をしたけどどうしたの」みたいな感じで説明を加えていく、解説をしながら質問していくことは必要かと思います。この人はどういう言葉遣いや、どういう身ぶりや手ぶりや表情で表現するのかは、事前の打合せのときによく見聞きし、知っておかなければいけない。

あとは反対尋問対策がすごく大変だと思います。

反対尋問は、誘導してもいいわけだから、誘導に乗ってどんどんとんでもない方向にいつてしまう危険があります。「この人の障害から考えると、抽象的で複雑な質問なので、これは答えられません」と、刑訴規則199条の13の1項で異議を言うことも必要だと思います。あと、あらかじめ、裁判所、検察官に対して申入れをしておくとういでしょう。被告人は誘導されるととんでもない回答をしてしまう危険があるので、注意してください、長い質問だと意味が分からないことがあります、おうむ返しの可能性があるような発達障害の方だと、「Aですか、Bですか、それともそのほかですか」というような、誘導して1つしか答えがないような質問ではない形で、おうむ返しを避けるような質問をしてください等の申入れとか。いろいろな工夫がいりそうです。

被告人質問は、障害があるかどうかの心証を裁判所が得るところだから、とても大事なところですよ。



『反省させると犯罪者になります』
岡本茂樹 著・新潮新書

屋宮：情状弁護に関しては、反省をどう扱うかということも問題があるかのように伺いますけれども、どのように考えますか。

関哉：ここが一番難しいところで、いつも悩まされている部分です。どうしてもちらちら被告人席から後ろを向いてしまうとか、終始明るく楽しい声でしゃべっているかのように聞こえるとか（笑）。敬語は全然使えないとか。いろいろな意味で反省が見えにくい人があるので、この方の障害特性から反省が見えにくいんだとか、反省しているんだけど、こういう言葉しか語れないとか、僕らの言葉でそれを説明してしまったり、あるいは傍聴席でドクターに聞いてもらって、ドクターに、「さっきこういうことを言っていましたけど、本人は反省してないんでしょうか」と聞いて、「でもこういう言葉から反省していることがうかがわれる」と説明をしてもらったりという、そういった方向について逃げたくなるときもあります。

でも、やっぱり反省というのは、反省することが望ましいのは事実ですし、これを表現として、被害者に対しても、裁判所に対しても、場合によっては社会に対しても伝えることが望ましいのは事実だと思います。何より本当は、多くの事案でご本人は反省したいんだと思うんですね。ただ、反省という言葉がなかなか伝わらなかったり、反省しているかと聞かれても、どう反省したらいいのか分からない。

「反省していますか」「じゃあ、何に反省していますか」という質問は、障害がなくても答えにくいのに、障害がある方は非常に答えにくい。抽象語である「反省」については、その架け橋としての役割を担えていないという点で僕らの責任もあると思います。反省へのアプローチというのは永遠のテーマで常に追い求めていかなければいけないと思います。

では、どうやって本人が反省を伝えたいというこ

とを形にしていくのかというところで、例えば、自閉的な傾向があって、被害者の気持ちをその被害者の立場になって感じるができないときに、別のアプローチとして、被害者の方がどういう不利益を受けるかというのを一緒に考えると、被告人自身がどういう不利益をこれから受けるのかということと一緒に考える。そういった具体的な利益、不利益というところを入口にして反省を考えていくのが、1つのアプローチなのではないかという示唆を受けたこともあります。

最近の事案で、なかなか「反省している」「もう二度とやらない」という言葉しか出てこなかったところを、本人の成育歴の中でいじめられた経験が非常に長く続いていたということで、ある弁護人が、「あなたのやっていることはいじめをしていることと同じではないか」という質問をしたら、そこで初めて本人が、「今、自分がやったことは自分が一番嫌っていたものになってしまっている」という話をしたんですね。本人の言葉に近づいていって、そこを伝えるという役割をしなければいけないというのが弁護人の1つの役割かなという気がしました。

松友：日本の社会では、反省を形にする方法として土下座が一番有名ですが、最近、『反省させると犯罪者になります』というタイトルの本（岡本茂樹著・新潮新書）が出ました。

屋宮：ありましたね。

松友：反省の形を求めるが、それは結果として本当の反省につながっていない。形だけを求めていっては、ますます状況が悪くなるという、非常に示唆に富んだ本でした。さっきの被害者がいてという関係性から見ると、確かに目に見えるものを求めるのは、気持ちは分かります。そのあたりが、その状況についての認識の弱い発達障害などを持っている人にとっ

ては、なかなか伝わりにくいですね。

だから、いかに彼らの持っている心情的なもの
と行動が違うんだということを弁護士さんから強調し
ていただかないと、実際なかなか形として出てこ
ないのではないですかね。

宮田：『反省させると犯罪者になります』の中で、受
容される体験のない方に対して、まず受容的な態度
を取ることから説き起こしているじゃないですか。

松友：そうですね。

宮田：関哉さんの今の、「君、いじめられて大変だっ
たよね」という話も、まさにそれににつながるような
ころではありますよね。

関哉：反省、難しいですね。

屋宮：ここで言う反省というのは、要するに自分が悪
いことをしたということを認めるということですか。

関哉：まあ、そうなんじゃないですか。概念的な話と
しては。

屋宮：言葉で悪いことをしたと認めること自体は、で
きそうですが。

関哉：できるかもしれませんが、その言葉で、伝えな
ければならない。

屋宮：つまり、裁判員や裁判官にとっての実感の問題
として被告人の反省の気持ちが伝わるかどうかとい
うことですね。

関哉：そうですね。結局、言葉で語ることができれば
形の上での反省が認められる刑事司法はおかしいと
いうのが根本にあるのかもしれませんが、言
葉の壁がある方にとって、そこが一番苦しいところ
だと思うんですね。「もう二度とやりません」とだけ
繰り返していても、おそらく裁判官は反省している
とは見てくれないので。実際問題としては、実感と
しての反省を何らかの表現として共有することと、
これをどう伝えるかというのはやっぱり工夫をしなけ

ればいけない。

屋宮：裁判員裁判でもそうですけれども、反省とは量
刑事情としてどのような意味があるかは実は不明確
な部分があって、ある意味では障害者には限られな
い話のような気がしますけどね。裁判員裁判で、反
省していますと言いさえすれば、量刑上直ちに有利
に考慮されるというものでもないようですから。

松友：裁判員裁判や障害者問題以前に、企業なんか
の不祥事があったりするじゃないですか。そういう
ときに実にうまい謝罪をやれる人もいれば、謝罪の
ことでさらにそれが社会問題になることもあります。
では、うまく謝罪している人が本当に反省している
かというのは別ですね。

屋宮：謝罪のやり方で刑が決まっていけないと思
いますよね。

松友：本当はおかしいですね。一種の危機管理の議
論であって、別の話であるはずなんです。まあ、情
として分からないわけではないですが。

Ⅳ 司法と福祉の連携について

屋宮：司法と福祉の連携が言われているわけですが
ど、今、松友先生は東京社会福祉士会で理事をさ
れていらっしゃるということで、社会福祉士会とし
ての取組みを教えてください。

松友：先ほど言いましたように、弁護士のパートナー
になれるだけの人材の育成とか、あるいはスキルア
ップであるとか、さらには名簿登録制度であるとか、
そういうシステムを今つくろうとしています。

福祉にもいろいろな人がいますが、私としては、
社会福祉士など国家資格のあるソーシャルワーカー
という視点について申し上げたいです。資格制度を

無視して「福祉の分野で長く勤めた人」なんていう表現がよくありますが、これについて私は非常に抵抗感を感じます。資格を持たない人を弁護士と呼ぶのと同じように、ソーシャルワーカーについてはきちんとした資格を評価して、それ故にその人に対して力を発揮することを求めていると思います。単に「福祉を長くやりましたから」という感じではないのではないかというのは、福祉の専門性に対する評価につながる事なのです。

もう1つは、福祉の限界です。福祉には強制力がないんですよね。福祉を使えばこの人をこういうふうに助けられると思って、本人を説得したりするのですが、本人がそれを拒否しているのであれば、サービスの利用ができません。

これは、我々が社会福祉士（ソーシャルワーカー）としてやりとりしながら、一番限界を感じることで。福祉は、今、契約制度でなされているからです。福祉を介入させるにあたってその無力感というのがあります。

この2つについて弁護士さんにご理解いただきたいと思います。

屋宮：これまで浦崎さんは福祉の方とかかわってこれたと思うんですけども、弁護士の側でこういうことは注意しなければいけないなみたいなことはありますか。

浦崎：千葉でやった事件で、ある知的障害の方を施設に受け入れていただくという調整をお願いしていました。そのときにある施設の方が、「うちで受け入れるということは、結局その人が自分から出ていかない限り、一生この人と付き合っていくんだ」ということをぼろっとおっしゃったんですね。

弁護士の世界は事件単位で人にかかわって、刑事事件も判決が出たり不起訴になったら、普通は

弁護士としてのかかわりがそこで終わってしまうので、どうしても刑事事件でこの処分を取るためにこういう証拠をそろえてという感じで見ます。でも、福祉にかかわる方たちは、そういう覚悟というか、その人と一生かかわっていくということもあるわけですね。

そうなってくると10日、20日という時間の単位じゃないわけですね。これから2～3年かけて本人との関係を築いていこうと。それから先はまた4年後、5年後みたいな。そういう中で私たちが何となく証拠をつくるために、取りあえずことここを当てはめてという視点だけで見てしまうと、感覚の違いというのが出てきてしまうのかなと思います。

でも一方で、私たち弁護士という役割も、限られた時間の中で本人の利益を実現しなければいけないので、その意味では時間的な感覚の違いは、逆にご理解いただかないといけないと思います。これは正しいとか間違っているの話じゃなくて、背景の違い、専門性の違いというのは、お互いが理解していけないといけなし、それは単に刑事事件の場面だけじゃなくて、日ごろからお付き合い、連携していく必要があるところかなと思います。

屋宮：司法と福祉がつながっていく必要があるということに関して、東京三弁護士会は、どういう取組みを検討されているところでしょうか。

宮田：先ほどの松友先生のお話にもありましたように、東京では東京社会福祉士会や東京精神保健福祉士（PSW）協会と協議を重ねてきて、社会福祉士会から、刑事事件について理解のある、研修を受けた社会福祉士を、必要のある弁護士にご紹介いただいて、先ほどの減刑ワークや、あるいは障害についてのアドバイスをいただく活動をお願いできるような体制をつくれませんか、今検討しているところです。

大阪や横浜では、日本社会福祉士会の支援事業として予算的な裏打ちの下で施行されているわけですが、私たちの場合はそこにどうやって資金的な裏打ちをしていくのか、連携していくときにどうやって連絡を取り合って、紹介のシステム、窓口をどこにつくるかというところなども、これから詰めていかなければならない課題です。

松友：東京社会福祉士会では今年度の事業計画として、宮田さんがおっしゃった形のシステムをつくるということは決定しましたので、あとは具体的な中身を詰めているところです。

屋宮：そのほかにも、今、弁護士会は医療関係とか、福祉行政関係とか、この問題に関して必要だと思われるところと連携を取っていく試みをしているところです。

V 今後の課題

屋宮：障害者の刑事問題に関して、松友先生ご自身が今後の課題とっていられることはありますか。

松友：かつて知的障害者の支援に関わりの深い副島洋明弁護士から、「お前たち親の会は（当時、私は知的障害者の親の会の全国組織の常務理事を務めていました）、被害を受ける心優しい障害者のことは守ろうとするけど、加害をする悪い障害者のことは支援しようとししないのか」と迫られたことがあります。私個人としては支援は必要だと思ったのですが、言い換えると、我々のやっていることは加害者支援なんですよ。これはそれだけの理由もあるし、必要だと思います。しかし一方では刑事事件には被害者がいますから、仙台地検がやっているように被害者支援と加害者支援を同時にやるようなやり方も

あるのですが、どっちにしても国民的な理解を確立していかないといけないだろうと思います。

それが結果として我々の動きだろうし、正しい意味での彼らのリハビリテーション、社会復帰につながっていくわけですから、私たちの目の前にあるケースに対応するだけではなく、その意味を社会に向けて常に発信して理解をつくっていくのがとても大事だと思います。

今のところメディアも非常に好意的です。だけど、被害者の心情などを考えると、こういう形で介入しサポートする必要性を、いろいろな意味で、極端に言えば被害者においてもご理解いただけるような取組みが必要ではないかと思います。

それがないと、「福祉につながるには犯罪をやった方がいいのではないか」みたいな誤解をされたいけないわけで、しかるべき流れについてはいろいろな形で説明する必要があります。

特に福祉の分野の間において、まだまだ受入れが弱いという実態があります。そこには犯罪とか反社会的行為に対する反発や批判もあるでしょう。しかし、社会的連帯という視点からも、メッセージを流していったら、理解と受入れを求めていくことが必要です。これがないとこの取組みそのものも成功しないだろうと思っています。

屋宮：いずれにしても、この4月から専門弁護士制度を始めて、新しい制度を起こしたことに伴い、いろいろな考えなければいけない新しい問題が起こっています。これから弁護士会としてさまざまな問題について一つ一つ正面からとらえて、いい制度をつくっていきたいと思いますので、これからもご協力よろしく願いいたします。

（構成：伊藤 敬史，寺崎 裕史）

INTERVIEW：インタビュー

NHK 東京児童合唱団 常任指揮者

金田典子 さん

今回、NHK 東京児童合唱団の常任指揮者をされている金田典子さんにインタビューをさせていただきました。金田さんは、合唱についてのお話をとても楽しそうにされ、本当に合唱が好きで指導されているのだなと感じました。東京には山のように合唱団があり、インターネットで検索できるとのことでしたので、このインタビューをお読みいただいた後、一度合唱を聞きに行ってみてはいかがでしょうか。

（聞き手・構成：町田弘香，難波知子）



—— NHK 東京児童合唱団の常任指揮者をされているということですが、合唱団はどのような活動をしているのでしょうか。

合唱団は小学2年生から大学生までという幅広い年齢層の約200人の団体です。小学2年生から4年生までがジュニアクラス、小学5年生から中学2年生までがシニアクラスです。一旦卒団をした後に、もっと合唱をやりたいとか、深めたいという人は、またオーディションを受けて、ユースシンガーズという女の子のグループか、ユースメンズクワイアという男の子のグループ、それぞれ中学3年生以上、大学生までですが、そういうグループに入ります。

主催の演奏会は毎年1回の定期演奏会で、秋に行います。それは全員参加です。それから、年度の終わりのくらい、といっても4月になっちゃうんですが（笑）、ユースシンガーズとユースメンズクワイアの演奏会があります。そのほか、NHK 学校音楽コンクールという全国の小中高校生がNHK ホールでの全国大会を目指して、進んでいくコンクールがありますが、その課題曲の初演をさせていただいております。

—— 大人の合唱の指導もされていらっしゃるそうですが、大人の指導と、子どもの指導とは違いますか。

基本的にはあまり変わらないんです。

—— そうですね。

言う内容は変わることも勿論ありますし、要求することが少し変わることもあります。合唱団の皆さんの困ること、やりたいこと、楽しいこと、要望することというのは、小さい子から大人まで、小学校の1年生から80代の方まで、同じだと思います。いっぱい歌って歌えるようになって、上手になって、思い切り歌えるようになりたいという思いは、小さい子も結構高いレベルで思っていて。80代の方も、勿論体調も考えながらですけども、上達したい。思い切り歌いたい、歌えるようになりたい。知らない曲でもすごくトライされていて、同じだなと思いました。

ですから、子どもだからといって、何かを省くとかいうことはなくて、大人に対してと同じことを言う、それをメモしたり、それは何ですかと言ってみたり。大人も、音楽が専門じゃない方々がたくさん合唱をされていますが、そういう方々にも要求していくと、調べてきたり、これはどうですかと質問をしてくださったり。年齢の差はないんだなというのを、この頃切に思います。

——人を伸ばす秘訣みたいなものはありますか。

お互い、根気だと思いますね（笑）。あきらめない。

——あきらめない。

はい。あきらめないで、とにかく何回もやる。もう1回、もう1回、もう1回と何回もやりますね。何でできないのと言っても、できないものはできないので、どうしたらこれができるようになるかなと思いつながら、話をしたり、練習したりするように心掛けていますね。何て言ったら通じるかなとか、言い方を何通りも変えて、こっちからもあっちからも言ってみたり、やり方も、あっちこっち変えてみたり。

——やりがいを感じたり、喜びを感じるのはどういう時ですか。

歌っている方が、みんなで歌っていて楽しいと思う瞬間が、嬉しいですね。舞台上それが実現すると、お客さんも喜んでくださることにつながっていくと思います。

——歌の魅力って何ですか。楽器と比べて。

まず、荷物にならない（笑）。それがいいですね。どこでもみんなでさっとできる。

——そうですね、はい。

それと、喜怒哀楽が音に出る。声に。楽しいときは、そのままストレートに出ますし、怒っていても、声に出ます。面白いですよ。叱った後に歌わせると、怒った声で返ってくるんですね。悲しい時、本当に悲しい時は、もう声が出ないですもんね。何とも自由自在にできるようでできない難しい楽器だなと思いますね。

——小さい頃から音楽をされていたのですか。

遅いと言われましたが、4年生からピアノを始めて、地元の児童合唱団にも入りました。そこで、たくさんのお歌を歌ったり、ミュージカルもしました。中学では吹奏楽をやっているし、フルートとピッコロを吹いていて、高校からは声楽を始めました。

——指揮者になったのはどのような経緯からですか。

いつの間にかやっていたような気もするんですけども、思い返せば高校の教員をしていた時、音楽専門のクラスを受け持っていたんです。音楽科のあるところだったんです。そこでオーケストラと合唱に分かれた授業があって、合唱を担当していて、その合唱のメンバーの子たちが本当に楽しく歌う人たちで、コンクールにも出るようになったんですね。最初出たときにすぐ賞が取れてしまって、次の年に関東大会に行けたのですが、その後どうも伸び悩んで、自分でも何がいけないのか、壁にぶつかったことがあったんです。それで、合唱のいろいろな講座とかセミナーに行ってみました。そこで、合唱の奥の深さと幅の広さを再認識して、びっくりして、そのまま合唱にのめり込んでしまいました。その時から指揮の勉強を少しずつ始めたんですけど、考えてみれば、高校時代にもクラスで合唱をすると、指揮をしていましたね。自己流で好きに振っていただけですけどね、その時は。

——指揮は、ほかの楽器をやっていた方が、興味を持って始めるということが多いんですか。

まずピアノや楽器・作曲を勉強されてからという方が多いと思います。それから大学で指揮を専攻される方と、楽器などの専攻を持たれてから指揮へ移行される方に分かれます。

——オーケストラの指揮と合唱の指揮で違いはありますか。普段オケで振っている指揮者に合唱団の指揮をしてくださいと言って、それはできるものですか。

できます。基本的にはオケの指揮が基本ですから、オケの指揮者は合唱も指揮できます。

——この曲をこの合唱団で仕上げましょうということになったときに、最初にイメージ作りから入るんですか。

ある曲をやろうとしたときに、その曲のイメージはこちらで持っておいて、練習をしていきます。それで、そのイメージに近づけていくようにしていくうえにもその合唱団の持ち味が合わさってきて、豊かになっ

ていくと思います。自分のイメージだけだと、押し付けてしまうだけになってしまうので、皆さんから出てきたものとうちょうどいい具合に合わさると仕上がりがとても良くなります。

—— 皆さんから出てくるものというのは、その合唱団の構成とか年齢とか雰囲気みたいなものということですか。

そうですね。同じ曲を違う合唱団で演奏すると、違う演奏になるんですね。指揮者が同じでも。オーケストラもそうで、同じ曲で指揮者が同じでも、違うオーケストラだと、出てくる音が違うので、そういう持ち味というのは出てくるかなと思います。

—— 合唱って、古典もありますよね。

はい。

—— 古典というと、この曲には、こういう時代のこういう背景がある、この作曲家が作った曲だから、こんな風に演奏しなきゃいけないというのがありますよね。指揮者の方というのは、それに合わせて演奏するんですか。それとも、この曲は、決まり通りにしてみよう、この曲は現代風に自分の好きなようにやってみようとか、そういう感じなんですか。

グレゴリオ聖歌から歌が始まって、現代曲までありますけれども、スタイルは古くなればなるほど、きっちりはっきりしていきます。近代、現代ぐらいの作曲家の作品だと、少し遊んでみたりということが出来ます。音を外してみたり（笑）。

—— 音を外しちゃうんですか。

シャウトというんですけど。

—— 叫ぶ？

そういう感じですね。例えば「へそうだ」と歌うときに、「そうだ」と言ってしまったり。そうすると雰囲気をもっと感じられるんですね。「へそうだ」と音を付けて歌っているのを、「そうだ」と言ってしまおうという。そうすると具体的に直接感じるもの、伝わるものが出てきたりする、そういうことも出来ますね。

—— 楽しそうですね。

なので、楽しいです（笑）。

—— 発表会が近づいてきた時に、歌い手さんたちにこうしてくださいねという、そういうものはありますか。のど対策というか、体調対策というか。

しゃべらない。

—— しゃべらない？ しゃべるといけないんですか。

声帯は、しゃべる時に使う場所と、歌う時に使う場所は違います。しゃべる時は前の方を振動させて、歌う時は後ろの方なんですね。それで、どちらにしても、しゃべり過ぎると、ペンを使ってペンだこができるように、声帯にたこができるんです。

声帯は、デリケートで、これがぴたっとくっついていっていると、つややかな美しい声が出るんですけど、たこができると、出っ張っている、たこのところだけがくっついて、あとはくっつかないんですよ。隙間が空いちゃう。そうすると、ハスキーとかガラガラの声になっちゃって、声が出ない。

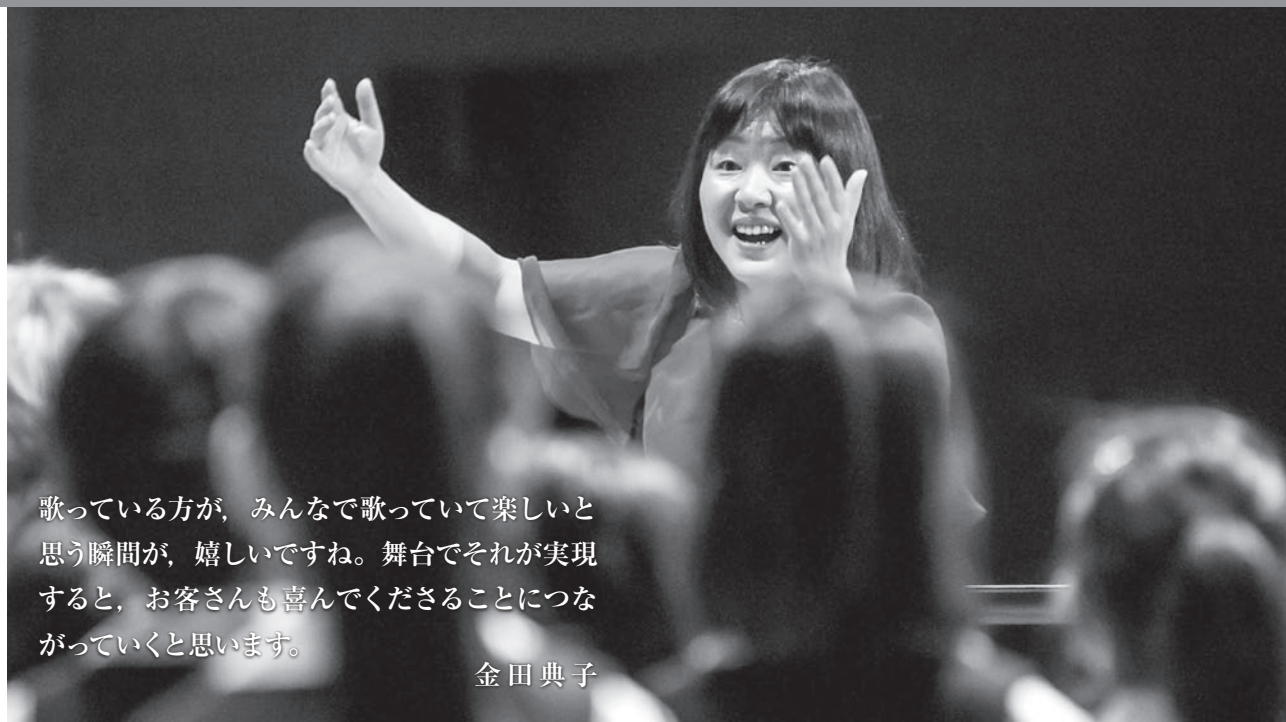
—— 去年、NHKのドラマで合唱指導をされたそうですね。

2013年度が、NHKの合唱コンクールの80回記念だったんです。

—— 80回？ すごいですね。

そうですね。ラジオのころからやっているらしいです。それで、2013年の小学生の課題曲が嵐というグループが紅白で歌ったことのある「ふるさと」という曲だったんですが、その曲を題材にドラマが作られました。

『はじまりの歌』というドラマです。山口県の萩市にある明倫小学校というすごく古い小学校、全部木で造られて、くぎとかが使われていなくて、吉田松陰、あちらの方は吉田松陰先生と言うんですけど、松陰先生の「先生いわく」を、毎朝、朗唱するそうなんです。今日よりぞ、幼心をうち捨てて、人となりにし道を踏めかし、とか。そういう小学校を舞台に、NHK学校コンクールを目指す現代の先生と子ども



歌っている方が、みんなで歌っていて楽しいと思う瞬間が、嬉しいですね。舞台上それが実現すると、お客さんも喜んでくださることにつながっていくと思います。

金田典子

たちを描いたドラマです。

オーディションで受かった子役さんたちが歌を歌うんですね。その合唱に関する指導をしました。それから、榮倉奈々さんと由紀さおりさんに指揮の指導もしました。由紀さんは、主役の松本潤さんの先生だったという配役でした。子役さんは普段から歌を歌っている子どもたちではなかったので、そばで歌ったりしながら随分練習をしました。

——歌えるようになるまで結構時間がかかったんですか。

そうですね。3カ月ぐらいは練習したかもしれないですね。

——ところで、私たちが合唱を始めたいと思ったとしたら具体的にどんな方法がありますか。探せば合唱団とかいろいろあるんですか。

そうですね、合唱団は山ほどありますからね。インターネットで探して、いろいろな合唱団をみてみたり、東京なら合唱祭とか、コンクールに足を運んで実際に聞いてみる。そうすると、面白いことに、練習風景も見えてくるんですよ。

——そうなんですね。

この人たちはいつも緊張感を持って、ぴりぴりし

た感じで練習されているんだろうとか、にぎやかにわいわいしながら、練習されているんだろうというのが、演奏を見ると見えてきます。だから、インターネットで目星をつけたあと、どちらがいいか悩んだりしたら、合唱祭とかコンクールで生を聞かれるといいと思います。

——いくら努力をしても、歌がうまくならない人っていますか。声も出ないし、音痴だけど、歌はすごく好きという人が歌えるようになりますか。

そうですね。何回練習しても、違う音で歌われる方ももちろんいます。近くに寄って行って、一緒に歌うとなおるんですけど、ほかのパートが歌い出すと、また違うところにいっちゃうんですね（笑）。でも、なおると思います。

——なおりますか。

うん。音痴っていないと言われますよ。

プロフィール かねだ・のりこ

NHK 東京児童合唱団常任指揮者。日本大学芸術学部音楽学科声楽科卒業。同大学芸術研究所研究科修了。声楽を渡辺馨氏、合唱指揮法を大谷研二氏、サボーデーネシュ氏の各氏に師事。声楽家としてミサ曲のソリストなどを務めるだけでなく、指揮者としてもNHKにおける番組や全国合唱コンクールなどの演奏で広く活躍し、特に児童合唱へ熱い情熱を傾けている。

長崎県地域生活定着支援センター・社会福祉法人南高愛隣会 視察報告

なんこうあいりんかい

東京三弁護士会障害者等刑事問題検討協議会 委員 山田 恵太 (65 期)

2014年5月8日、9日の2日間、東京三弁護士会障害者等刑事問題検討協議会の委員7名で、長崎県にある長崎県地域生活定着支援センターおよび社会福祉法人南高愛隣会に視察に伺った。簡単にはあるが、今回の視察について報告する。

1 長崎県地域生活定着支援センター視察

1日目は、長崎県地域生活定着支援センターに視察に伺った。

地域生活定着支援センターは、障害や高齢などの理由により福祉的な支援を必要とする方が矯正施設を出所するにあたり、出所後に福祉サービス等につなげられるよう支援することなど（いわゆる「出口支援」）を目的として各都道府県に設置されている機関である。その中でも、長崎県地域生活定着支援センターは、2009年1月、全国に先駆けて開設され、出口支援に留まらず、被疑者・被告人段階での支援（いわゆる「入口支援」）にも積極的に取り組んでいる。

今回の視察では、所長の伊豆丸剛史氏から、同センターの果たしている役割、今までの取り組み、実践例などについてご説明いただいた。特に、昨年度実施された「障がい者審査委員会」の内容や、入口支援にかかるこれからの課題について、充実したお話を聞かせていただいた。

その後、伊豆丸氏と委員の間でディスカッションを行ったが、その中で、特別弁護士制度の活用例についてのお話（長崎では、福祉専門職の方が特別弁護士に選任された例が複数あるとのことであっ

た）や、司法と福祉の連携において、弁護士が求めることと福祉の立場のギャップがあるとお話（例えば、弁護士に具体的な受入先を求められてもすぐには用意できない場合もあるなど）が印象深かった。

2 社会福祉法人南高愛隣会視察

(1) 指定更生保護施設「雲仙・虹」

2日目は、社会福祉法人南高愛隣会へ視察に伺った。

雲仙・虹は、全国初の社会福祉法人が設置した更生保護施設であり、「高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設出所者等を保護する更生保護施設」の指定を受け、高齢、障害などの理由で福祉的支援を必要とする矯正施設出所者等の受入れを行っている。

視察では、施設長の前田康弘氏から、雲仙・虹の現況、地域生活定着支援センターや司法福祉支援センターとの協働支援の実際、これからの課題などについてお話を伺った後、施設内の見学をさせていただいた。

前田氏によれば、雲仙・虹は、釈放までに福祉の手立て



南高愛隣会にて。中央が前田施設長

が整わない人を緊急に受け入れて衣食住を提供するというシェルター機能と、司法から福祉への緩やかな移行のための中間施設としての役割を持っているとのことであった。出口支援の場面において、矯正施設出所者をそのまま直接福祉につなげようとしても、実際に受入れを行う福祉事業所には大きな不安があり、受入れを断られてしまう場面も少なくない。そこで、雲仙・虹が中間施設として働くことにより、入所中に、障害者手帳や年金などの福祉サービスの準備もでき、その先の受入れ福祉事業所の安心につながるのとことであった。

確かに、このような中間施設があることが、受入れ福祉事業所の安心感を生み出し、受入れのしやすさにつながる。今後、他の地域においても、社会福祉法人が更生保護施設の運営をし、中間施設としての役割を果たすことで、出口支援の裾野が広がっていくのではないかと感じた。

(2) トレーニングセンターあいりん・さつき

トレーニングセンターあいりんは、自立訓練（生活訓練）という制度の枠を用いて、不起訴や執行猶予となった高齢・障害者等に対して、社会の中で生活をしていくための支援を提供している事業所である。トレーニングセンターあいりんの隣には、グループホーム・ケアホーム群「さつき」があり、利用者の方がここを生活の場として利用することで、昼夜を問わない支援を実現している。そして、トレーニングセンターあいりんの自立訓練（生活訓練）とさつきでの共同生活援助の事業を組み合わせることで、一体として、社会内訓練事業を行っている。

視察では、所長の宇野光央氏から、社会内訓練事業の概要や、実際に行われているプログラムの内容、実際の支援例などについてお話をいただいた後、施設内の見学をさせていただいた。社会内訓練事業においては、十分なアセスメントに基づき、個別の支援計画を立て、原則2年間という期限の中で、地域の福祉事業所へとつなげていく。そして、個別の支援計画に対し、犯罪防止学習やSST（social

skills training）などのプログラムを用意しているとのことであった。

現在、社会内訓練事業については、厚生労働省社会福祉推進事業の一つとして行われている。今後、他の地域でも社会内訓練事業が実際に行われていくこととなれば、罪に問われた障害のある方に対する支援のバリエーションが広がることになるだろう。

(3) 多機能型事業所「コロニーエンタープライズ」

コロニーエンタープライズは、就労継続支援A型および就労継続支援B型の事業所として、主に、島原手延べ素麺などの麺類の製造を行っている。就労継続支援事業とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人に対して就労の機会を提供することなどを目的とした事業であり、コロニーエンタープライズでは、40名（A型30名、B型10名）の障害のある方が働いている。

お話を伺った管理者の佐用伸二氏によれば、矯正施設出所者の受入れも行っており、現在も、複数の矯正施設出所者の方が実際に働かれているとのことであった。

今回の視察を通し、罪に問われた障害のある方が、司法の枠組みから出た後、雲仙・虹や社会内訓練事業などを経て、実際の就労へつながっていく流れを見ることができ、大変有意義であった。

3 まとめ

現在、罪に問われた障害のある方の問題に注目が集まっている。東京でも、今年度から、障害のある被疑者・被告人に対する専門弁護士派遣制度の運用が開始されるなどしている。

このような動きの中で、この問題に関して先進的な取り組みを行ってきた長崎県地域生活定着支援センターや社会福祉法人南高愛隣会が行ってきた実践、抱えている課題については、東京での取り組みにおいても十分に参考にしていかなければならない。

杉山登志郎先生講演会「子ども虐待と発達障害～関係機関の連携を考える～」

子どもの人権と少年法に関する特別委員会 委員 森元 みのり (59 期)

野村 麻衣子 (60 期)



講演する杉山教授

1 はじめに

2014 年 5 月 28 日、浜松医科大学の杉山登志郎教授をお招きして講演会が開催された。

杉山教授は、多くの臨床経験から子ども虐待と発達障害との関わりについて深い見識をお持ちであり、当日は、司法・福祉・学校分野から大勢の参加者があった。

との指摘がなされ、虐待の連鎖を止めるためには、子どもで困難の対応システムが破綻している事実を認めることから始め、虐待親も被害者であるとの視線のもとに親子を並行支援してゆくことが大切であると結ばれていた。

3 第2部 杉山先生に聴く

第2部では、当委員会委員であり、社会福祉法人カリヨン子どもセンターの理事長でもある坪井節子委員が、杉山教授に質問を投げかける形で話を伺った。

坪井委員から、子どもの「生活」を支える福祉の現場の悩みとして「どのように医療と連携するべきか」「施設において愛着提供を受けられないまま育つ子はどうしたらよいのか？」などの質問がなされ、杉山教授からは「どんな医者でもよいから20歳までは精神科医にしがみついて生き抜くべき」「祖父母、学校の先生などの愛着提供者の存在がとても大事」など、非常に実践的なアドバイスをいただいた。

本講演の副題でもある関係機関との連携のあり方については、坪井委員から「とにかくその子が生き延びてくれるための司法・福祉・医療・教育関係者のスクラム連携が必要」とのお話があり、それを受けて、杉山教授からは「加害者支援も被害者支援も同じ。司法の矯正ルートとも連携を広げるべき」等の提言があった。

最後に質疑応答の後、当委員会の川村百合委員長から、閉会の挨拶がされた。

4 終わりに

当日は300名を超える参加者の方々と、会場が言葉どおり「満席」の大盛況となった。司法関係者ではない方の参加

2 第1部 基調講演

- (1) 冒頭に、発達障害の子どもが増加していること、その数からして原因が単一ではなく多因子と考えられること、因子の中でもとりわけトラウマ、すなわち虐待との関係が深いことが説明された。ここで杉山教授は、親が支援を受けやすくする観点から、「子ども虐待」を「子どもで困難」という言葉に置き換えることを提言された。
- (2) 発達障害に子どもで困難が加わると、幼児期に親子の愛着が健全に形成されないため、歪んだ対人関係の反復や、フラッシュバックによる衝動的暴力、非行等に至る可能性が高まるとのことである。一般的な発達障害より、トラウマ体験が、脳の発達に重大な影響をもたらすとの研究も報告された。
- (3) 対応には愛着の修復が欠かせないが、児童養護施設の職員不足、里親制度の未浸透といった構造的問題がある

も多く、アンケート回答者202名の方のうち、41%が福祉関係者であった。

弁護士が子ども虐待の問題に関わるとき、そして子ども自身が発達障害等の生きにくさを抱えているとき、この子の行く先に光はあるのかと思い悩むこともある。

しかし、今回の講演では、医療・福祉・教育等のそれぞれの分野の方たちが私たちと同じように悩みながら日々奮闘されていることにあらためて気づかされ、医療との連携の先には遠くとも希望の道があると思うことができ、非常に有意義な会であった。

シンポジウム「どこに向かう？ 教育の未来」報告

子どもの人権と少年法に関する特別委員会 委員 丸田 憲和 (64 期)

2014年5月31日午後1時30分より、弁護士会館講堂クレオ AB にて大会主催シンポジウム「どこに向かう？ 教育の未来」が開催された。その内容を以下にご紹介する。

1 はじめに

開会時刻前、会場のスクリーンには、1998年から学校改革を実践してきた神奈川県茅ヶ崎市浜之郷小学校の公開授業の様子が流され、柴垣明彦副会長の開会挨拶によりシンポジウムが開始した。

2 基調報告

まず、橋詰穰委員から、近時の教育再生・教育改革の全容と問題点について基調報告がされた。教育委員会制度の変更、教科書の検定基準改定や無償化措置法の改正、

大学改革等の一連の教育「改革」には、憲法や教育基本法等から導かれる教育に関する諸原則との関係で重大な問題があること、子どもの権利条約やCRC 勧告等の国際準則にも反することなどが指摘された。

3 講演

次に、「学びの共同体」で著名な学習院大学の佐藤学教授から、「一人残らず学びの主権者に『学びの共和国』としての学校」として、子どもの学ぶ権利を保障するための学校改革の実践とその具体例に関する講演がなされた。

佐藤学教授は、現場の支持を受けていない近時の教育「改革」の動きに疑問を呈し、教育の目的は一人一人の幸福の追求にあること、学校の役割は一人残らず子どもの学ぶ権利を保障する点にあることを確認した上で、その目的・役割を達成する教育の実現について、豊富な具体例を踏まえて説明された。子どもの学ぶ権利を保障するための学校改革は困難を極めるとしつつ、学び続ける限り子どもは決して崩れないこと、教育には平等と質の同時追求が重要であることなど、多くの示唆がなされた。

4 パネルディスカッション

さらに、佐藤学教授、公立学校教員の渡辺真理子氏及び



パネルディスカッションの様子

News & Topics

公立学校教員の河端徳昌氏をパネリストとし、佐藤香代委員をコーディネーターとして、教育現場の現状を踏まえつつ、子どもの学ぶ権利や成長発達する権利を保障する教育のあり方を考察するパネルディスカッションを行った。

河端氏からは、子どもの学力問題への対処として形式的に点数を上げるための取組がなされるなど、現場の「改革」は佐藤学教授の講演に照らすと遅れているものであること等の報告がなされた。

渡辺氏からは、教員に階級が導入されたことにより、教職員の自由な判断力が失われるなどの弊害が生じていること等の報告がなされた。

このような現状に対し、佐藤学教授からは、これらの「改革」は真に子どもの学力を向上させるものではなく、むしろ状況を悪化させるものである等の指摘がなされた。

質疑応答の後、当委員会の川村百合委員長より閉会の挨拶がなされた。

5 終わりに

広報の時間に制約があったにもかかわらず、教育の未来を心配する教育関係者や弁護士が集い充実した内容のシンポジウムとなった。

今回のシンポジウムを通じて、教育「改革」から子どもの学ぶ権利を守らなければいけないと再確認することができた。子どもの学ぶ権利の保障は、教育関係者だけでなく私たち弁護士の活動によるところも大きい。教育に対する不当な介入を許さないために、弁護士会としての役割をこれまで以上に果たしていく必要をあらためて考えさせられるシンポジウムであった。

司法シンポジウム・プレシンポジウム

「いま司法は国民の期待にこたえているか～我が国の民事司法の現状と課題～」

広報室嘱託 西岡 毅 (61 期)

2014年9月20日に予定されている、日弁連主催の第26回司法シンポジウム「市民にとって本当に身近で利用しやすい司法とは一民事裁判と家庭裁判所の現場から―」（弁護士会館2階講堂「クレオ」にて開催予定）に先立って、同年6月20日、読売会館のよみうりホールにて、東京三弁護士会及び日弁連の共催により、「いま司法は国民の期待にこたえているか～我が国の民事司法の現状と課題～」と題するプレシンポジウムが開催された。

総合司会に菊間千乃弁護士（第二東京弁護士会）、オープニングメッセージに村尾信尚氏（NEWS ZERO キャスター）を迎え、さらに、嵐信彦氏（ジャーナリスト）をコーディネーターとして、片山善博氏（慶應義塾大学法学部



壇上にならんだパネリスト

教授）、柴山昌彦氏（自由民主党 衆議院議員）、富山和彦氏（経済同友会）、河野康子氏（全国消費者団体連絡会）、新谷幸幸氏（日本労働組合総連合会）、山本和彦氏（一橋

大学大学院法学研究科教授), 中本和洋氏(日弁連 民事司法改革推進本部本部長代行)らの合計7名のパネリストによるパネルディスカッションが行われた。

日弁連の村越進会長の挨拶で幕を開け、村尾氏からオープニングメッセージをいただいた後、続くパネルディスカッションでは、各分野の立場から、消費者被害の問題、労働紛争の動向、証拠収集の困難性、弁護士費用の負担、権

利救済の実現方法、法教育の重要性等について様々な意見が出され、大変有意義な議論が交わされた。最後は、会場からの質問にパネリストが答え、当会の高中正彦会長のクロージングメッセージで終了となった。

当日は、1100名定員の会場に多くの観客が詰めかけ、大変な盛況ぶりであった。9月20日開催の第26回司法シンポジウムにおいても、多くの会員に足を運んでいただきたい。

東日本大震災復興支援企画 「ツタエル～被災地から霞が関へ～」

会員 小野田 峻 (64期)

1 東日本大震災を伝える高校生・千葉拓人写真展

東京弁護士会の主催により、弁護士会館1階ロビーにおいて、宮城県石巻市在住の高校生・千葉拓人さんの写真展が7月14日(月)から開催された。同写真展はこれまで、一般社団法人キッズ・メディア・ステーションの主催により、石巻市を皮切りに、東京・神田、川口市、横須賀市等で開催されてきたが、今回の写真展では展示点数を増やし、弁護士会館の利用としては前例のない規模で、千葉さんが東日本大震災後に撮りためた10万枚以上の中から厳選された36点が展示された(表紙裏にカラー写真を掲載)。

千葉さんは、3歳から写真に興味を持ち始め、以来地元を撮り続けてきたという。震災時は中学3年生だった千葉さんが撮りためてきた写真は、来場者に震災の記憶と教訓を伝え、中でも「もう通えない」と題された石巻市立門脇小学校の写真は、色鮮やかな空の青と全焼した門脇小学校の煤けた白のコントラストが、当時卒業を控えていた子供たちの過去、現在、未来へと、来場者の想像力を導いていくようだった(この写真については、横3メートル×縦1.8メートルの巨大な布に印刷されたものも併せて展示された)。



写真展を視察された根本匠復興大臣(右)と千葉拓人さん(左)

2 自分事として考える

本稿は7月16日現在で執筆しているが、写真展最終日の7月30日には、弁護士会館2階講堂クレオにおいて、トークイベントが開催される予定である。

東北の課題を自分事として考えることは、日本の社会が、立場の互換性に配慮した柔軟性を真に獲得し得るかという問題提起に通じるように思われる。今回のイベントが私たちの新たな一歩に繋がることを願ってやまない。

【編集部注】

トークイベント等の詳細は、LIBRAの今後の号で掲載予定です。

ハンセン病隔離政策と闘った闘士をしのぶ集い

会員 赤沼 康弘 (29期)

2014年6月21日、「全療協神美知宏会長・全原協笹雄二会長を偲ぶ会」がおこなわれ、政界関係者や市民団体を初めとして、全国から大勢の人々が集まった。この集いは、全国ハンセン病療養所入所者協議会（全療協）、ハンセン病違憲国賠訴訟原告団協議会（全原協）、同弁護士団、全日本医療労働組合等を構成員とする「ハンセン病療養所の将来構想をすすめる会」が開催したもの。

神さん（80才）は2014年5月9日、笹さん（82才）は2日後の11日に相次いで亡くなった。

ハンセン病患者・元患者に対する隔離政策は、約90年に及んでいたが、「らい予防法」が1996年に廃止され、2001年5月、熊本地方裁判所判決が「らい予防法」は日本国憲法違反であったと宣言し、政府と国会が隔離被害者に対して謝罪するという経緯を経て、終結した。

しかし、隔離政策による根強い偏見と差別は消えることなく残っている。古くは、らい病といわれたハンセン病に対する差別と偏見ほど根強いものはない。

隔離政策は、「らいは危険で恐ろしい伝染病だ」との偏見を国の隅々にまで蔓延させていた。判決の2年後ですら、あるホテルがハンセン病療養所入所者の宿泊を拒否するということが起こった。無知が偏見を生み、偏見が差別を生むといわれるが、ハンセン病に対する無知が解消される道のりは遠い。

また、全国13ヶ所にある国立ハンセン病療養所の入所者は、ふるさとから切り離され、長い人で80年もの間ここで生活してきたため、療養所を終の棲家とするしかない人が多い。このため、隔離され、人生を奪われた人々に対して、療養所内で、市民として安心できる生活を保障することが、



弔辞を述べる高中会長

その被害を回復させるものとなっている。

神さんは17才で、笹さんは7才でハンセン病療養所に隔離され、その後、神さんは療養所内自治会の役員となり、そして全療協の事務局長、会長として、笹さんも、自治会役員、そしてらい予防法は違憲であるとする訴訟の原告団代表となって、これらの闘いを指導してきた人である。その姿は、人はいかなる逆境の中でも希望を持ち人権のために闘うことができることを教えている。

これに対して、法律家は、らい予防法が廃止されるまで、ハンセン病隔離政策による人権侵害に対し、沈黙を通して。無知のなかにいたといわれても弁解できない。その反省に立って、日弁連も東京三弁護士会も、ハンセン病に対する差別と偏見をなくし、人権を守るための闘いに一層の努力をすることを表明している。

偲ぶ会には、東京弁護士会高中正彦会長が東京三会を代表して出席し、弔辞の中で神さん、笹さんの遺志を引き継ぎ、人権のために闘うことを誓った。

2014年度 第1回

プレスセミナー報告 2014年5月28日開催

テーマ「袴田事件～静岡地裁決定と刑事司法改革」

報告者 西嶋勝彦会員，伊藤修一会員

今年度第1回目のプレスセミナーは，平成26年3月27日に静岡地裁で再審開始決定及び死刑・拘置の執行停止決定が出され，マスコミの関心の高い袴田事件をテーマに，同事件の弁護団長の西嶋勝彦会員と弁護団員の伊藤修一会員を講師に迎えて行われた。マスコミからは，6社から10名の論解説委員・記者の参加があった。

初めに，伊藤会員から，袴田事件の経過についての紹介があった。

袴田巖さんは，逮捕当初否認していたが，1日平均12時間という長時間の取調べが連日行われ，取調室にバケツを持ち込まれて大小便も取調室でやられる，髪の毛を引っ張られる，眠りそうになるとたたき起こされて供述調書に署名を求められるなどの取調べの結果，逮捕から19日目に自白調書をとられるに至った。袴田さんは，公判では無罪を主張したが，昭和43年9月11日に静岡地裁で死刑判決（1審判決）を受けた。その際，事件から約1年2カ月経過後に味噌樽の中から発見された“5点の衣類”に付着した血の血液型が袴田さんや被害者の血液型と一致したこと等が決め手となった。

この“5点の衣類”につき，今回の再審請求において①DNA鑑定の結果，白半袖シャツに付着した血液は袴田さんに由来するものではなく，全体としてみても血痕が第三者のものである可能性が相当程度あると認められたこと，②実験の結果，1年以上味噌樽に漬かっていたものではなく，証拠のねつ造が疑われることが，再審開始決定のポイントとなった。また，

再審開始決定では，袴田さんから元同僚に渡し，同人が警察宛てに封筒に入れて投函したとされる紙幣の燃え方が不自然な点も，証拠のねつ造の疑いがあると評価されている。

これらの紹介を踏まえて，伊藤会員は，えん罪の根絶のためには，①第三者委員会を立ち上げて誤判原因を究明すべきこと，②取調べの全過程の全面可視化を実現すべきこと，③全面的証拠開示を実現すべきこと，④検察官上訴を制限すべきこと，⑤再審規定を改正すべきことが提言された。

次に，西嶋会員から，袴田事件から導かれる刑事司法制度改革の課題の補足として，袴田事件では人質司法の弊害が端的に現れているとして，代用監獄の廃止，勾留要件の厳格化と保釈要件の緩和などを実現すべきとの提言があった。また，警察官による証拠のねつ造と，検察官による証拠の隠匿に対して，刑事上も民事上も責任を追及する必要がある旨の言及がなされた。さらに，袴田事件の最大の特徴は死刑に誤判があり得るということだとして，死刑制度を根本的に考え直すべきとの指摘がなされた。

続く質疑応答では，マスコミ側から，即時抗告審の進行の見通し，袴田さんの現在の状況，以前行われた死刑囚に対するアンケートの利用状況，東電女子社員事件との比較における再審・検察官上訴のあり方，鑑定資料の保存のあり方などについて質問が出されて，活発なやりとりがなされた。

（広報室嘱託 伊藤 敬史）

魅力と活力ある東弁に！

理事者室から

6名の副会長が理事者室の取組みを毎月ご報告します。

メルマガ・会員マイページの活用を！



副会長 彦坂 浩一（44期）

1 広報では、メールマガジンの登録と会員マイページの活用をお願いしています。

2 メールマガジンは、イベントや研修のお知らせなどを毎週月曜に配信をしています。秋からは、いちはやく情報をお届けするために、月初にメルマガ「とうべんいんふお」号も発行する予定です。項目をクリックすればPDFで案内が開くようにします。

メールマガジンの登録は、東弁HPの会員マイページから登録できます（<https://www.toben.or.jp/members/index.php>）。是非、登録をお願いします。

3 マイページは、会員用HPに入ってくださいと、左側に「マイページ」の表示がありますので、これをクリックすれば入れます。

マイページでは、メルマガの登録だけでなく、いろいろなことが可能で、とても便利です。

例えば、委員会の予定確認はもちろん、出欠の回答もでき、議事録も確認できます。また、研修講座

を検索し、受講したい講座の申込ができます。過去の受講講座も一覧できます。

そして、募集期間が始まると、法律相談担当の申込や委員会希望申込もできます。法律相談や当番弁護士の交代手続きも可能です。

このほか、自分の会務活動歴もあつという間に分かります（私も、立候補の際、公報原稿作成ではたいへん助かりました）。

マイページも、大いに活用するようお願いします。

4 東弁ではツイッターも行っており（<https://twitter.com/TobenMedia>）、こちらのフォローをお願いします。

また、試みとしてフェイスブック「ツタエル〜被災地から霞が関へ〜」も開設しました（<http://goo.gl/kwBiLz>）。期間限定の開設ですが、いかがだったでしょうか。フェイスブックの今後の活用については、管理方法など今回の経験を踏まえて検討する予定です。

業務活動と人権活動のクロスポイント

副会長 松田 純一（45期）

弁護士業務改革委員会と人権擁護委員会を担当させていただいております。一見無関係な委員会がいかに関連できるかを模索するのも理事者の醍醐味です。

「忘れられる権利」「リベンジポルノ」はインターネット社会が生み出した新しい業務です。院生が教員から「社会のくず」と呼ばれたというような「アカデミックハラスメント」や、隣席の同僚の臭いがたまらないという「スメルハラスメント」は、企業や学校等組織内で

生じる新しい業務分野の問題です。領域拡大に注力したら人権擁護にも通じていたなら素晴らしい。

逆は必ずしも真ならず。人権活動が、業務上の見返りを求めたものでないの言うまでもありません。が、無心の人権活動が結果的に新しい業務領域を生み出すとしたら、これまた素晴らしい。人権擁護活動が領域拡大活動とリンクしてもいいのではと思う今日この頃です。

東京弁護士会育英財団の活動

副会長 栗林 勉 (45 期)

東京弁護士会育英財団は、もともと弁護士が若くして亡くなられた場合に、そのご子息やご令嬢の就学を支援する目的で設立されたものですが、公益財団法人となり、制度上はより広く、学生への奨学金の給付が可能となっています。これまで、経済的理由により就学が困難な高校生、大学生、ロースクールの生徒への奨学金の貸与を行っておりますが、必ずしも活発な広報活動を行っていたわけではなく、奨学金の申込件数も

限られていました。弁護士会は、広く社会に対して公益的活動に取り組む団体ですので、許された財産の範囲内において一人でも多くの人に支援を届けられるよう広報活動を行っていききたいと思います。また、厳しい時代ではありますが、若い人たちへの支援として少額でも結構ですので会員の皆様から育英財団へのご寄付をいただきますようお願いいたします。

弁護士任官のご案内

副会長 富永 忠祐 (46 期)

6月13日に全国弁護士会任官担当理事者連絡会議がクレオで開催され、弁護士任官の推進策等について活発な討議がなされました。

弁護士任官制度は、多様な経験を有し、市民感覚あふれた弁護士が裁判官となって裁判を行う道を拓く、非常に意義の有る制度です。任官の種類には、判事補又は判事になる常勤裁判官と、弁護士としての身分をもったまま民事・家事調停官になる非常勤裁判官があ

ります。2003年から2013年までで、常勤・非常勤合わせて既に400名以上の採用実績があります。このうち非常勤裁判官は、毎週1回、終日、民事調停又家事調停に関し、裁判官と同等の権限をもって調停手続を主宰するもので、近年は応募者が増加傾向にあります。当会は弁護士任官の推進に注力していますので、志のある方は是非とも積極的に応募していただきたいと思

「ちーべん」踊る!

副会長 船木 秀信 (42 期)

民暴千葉大会の懇親会会場に、大きなメガネをかけた着ぐるみが登場し、参加者に愛嬌を振りまいていました。その名を「ちーべん」、千葉県弁護士会のマスコットキャラクター。正体(?)は、悪夢を食べる獺(バク)とのこと。ひこにゃん、くまモン、ふなっしー等ご当地「ゆるキャラ」が全国で誕生していますが、弁護士会でも、日弁連の「サイサイ」「ジャフバくん」他、兵庫県弁護

士会「ヒマリオン」、愛知県弁護士会「聞乃助」等9単位会でキャラクターが活動中(?)とのこと。私が広報委員長の際、「トーベン戦隊5ベンジャー」(人権守る赤ベンジャー、刑事弁護の白ベンジャー、消費者被害に黄ベンジャー…)を提案したところ、一顧だにされず、ボツになった経験があります。東弁でも、ゆるキャラの一步先に行くアイデアはないでしょうか。

三分の一

副会長 柴垣 明彦 (44 期)

みなさん、こんにちは。8月に入りました。先月までで任期の三分の一が過ぎました。あいさつ回りで右往左往していた4月、定期総会を乗り切った5月、それを受けて政策の実行に着手した6月、少しずつ形になっていた7月という感じでしょうか。8月は9月から政策を一気に実現できるようにするための重要な仕込み期間かもしれません。

理事者も夏休みを取れというありがたいお話があり、3年ぶりに夏休みを取ろうと考えています。みなさんは、どのような夏休みを予定されていますか。英気を養い、9月からの仕事をより充実したものとされるのでしょうか。

担当分野では、8月下旬に日弁連「懲戒手続き運用等に関する全国協議会」が開催されます。会立件や事前公表の方法などの議論が予定され、その準備を進めています。

都市型公設事務所 果たしてきた役割と果たすべき役割



第2回 北千住パブリック法律事務所

弁護士法人北千住パブリック法律事務所 大谷 恭子 (30 期)

北千住パブリック法律事務所（北パブ）は、2004年4月1日に、東弁の2番目の公設事務所として設立されました。第2回は、今年で10周年を迎える北パブが果たしてきた役割とそしてこれからも期待される方向性について、抱負を込めて報告いたします。

1 北パブの果たしてきた役割

北パブは、被疑者国選の拡大や裁判員裁判の実施を見据え、刑事対応型都市型公設事務所として東京拘置所に近い北千住に設立されました。

設立から10年、北パブは、引き受け手が見つからない国選滞留事件・特別案件事件、死刑判決が予想される重大事件や社会的非難が強い事件を積極的に引き受け、数多くの成果を上げてきました（裁判員裁判での無罪判決、控訴審での死刑判決破棄、再審での無罪判決等。LIBRA 2012年2月号にも掲載）。刑事対応型都市型公設事務所として、各事件を通じての弁護能力の向上に努めることはもとより、所内において勉強会を重ね、相互研鑽に意欲的に取り組んできました。これは特に裁判員裁判が始まって以降は刑事対応型都市型公設事務所として恥じない弁護活動を提供してきたと自負しております。

さらに、所外の弁護士、修習生、法科大学院生等が参加する刑事実務検討会や所外の弁護士を所員が指導する刑事弁護ゼミを通じて、若手弁護士の刑事弁護の実力向上にも寄与しています。

また、北パブは足立区と設立当初から関係を深め、

近年は、区内にお住まいの高齢者・障がい者の方々に関するご相談が、ご本人・ご家族からだけでなく、区の担当部署や地域包括支援センター、権利擁護センターから多数寄せられるようになっていきます。

2 今後の方向性について

北パブは、刑事対応型都市型公設事務所として、引き続き幅広く刑事弁護を担い、さらに刑事弁護能力を高めるよう、事務所を挙げて努力していくことでしょう。そして近時の要請である障がい者・高齢者などの社会的弱者の人権擁護の問題にも取り組んでいきたいと思っています。

私たちが抱えている最も大きな課題は、多くの公設事務所に共通していますが、困難な刑事事件や社会的弱者の人権問題に真摯に取り組み続けることのできる経済的基盤をいかに確立するかです。受任するにあたって法テラスを利用できればまだよい方で、報酬が見込めない成年後見の事案など（しかし、専門家後見人が就任する必要性が高い）、事務所にとって経済的に貢献できなくても、誰かが引き受けなければなりません。私たちは、困難事案について、適切な法的サービスを提供することが弁護士あるいは弁護士会に求められていることだと思っていますし、これを、他の法律事務所に先んじて担っていくのが都市型公設事務所の役割だと思います。そしてこの責務を持続可能な形で担い続けることのできる事務所経営の在り方を模索しています。

北パブのモットーである「最後の辩护人・代理人であれ」という言葉を大事にし、これからも困難な状況の中で法的援助を求めている人たちと出会い続けていきたいと思っています。



今、憲法問題を語る ― 憲法問題対策センター活動報告 ―

第39回 「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」 報告書の特徴と問題点

憲法問題対策センター委員長代行 中本 源太郎 (28 期)

5月15日に安倍首相の私的諮問機関である「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（以下、「安保法制懇」という）が集団的自衛権を容認すべきとする報告書を提出，これを受けて安倍首相は記者会見で政府の基本的方向を説明，集団的自衛権に関するこれまでの憲法解釈の変更への意欲を示した。その後，首相の強い指示を受けて自民・公明の与党協議が続けられ，通常国会会期末までの閣議決定による憲法解釈の変更が目指されている（6月16日現在）。その動きは余りにも性急且つ強引であり，その内容はわが国の平和主義を根底から覆すものであると同時に，これほどの重要な事柄を憲法改正手続によらず閣議決定で行おうとする点において，立憲主義に反する暴挙と言わざるを得ない。

安保法制懇報告の特徴点を指摘しよう。

第1は，憲法より安全保障を重視している点だ。報告書は「国家の最大の使命は国民の安全を守ることだ。ある時点の…憲法論が固定化され，安全保障環境の大きな変化にかかわらず，安全保障政策が硬直化するようでは国民の安全が害される」とする。これは，「国家あつての国民の人権」「憲法守って国滅ぶ」という発想に基づく考え方だ。しかし，現憲法は，第二次世界大戦の筆舌に尽くしがたい犠牲に対する真摯な反省の上に立ち，軍事力によらない安全保障の達成こそ現実的であるとの選択をしている（戦後69年，戦争による犠牲者をだしていない）のであって，安全保障環境の変化を理由に軍事力を増強し，軍事同盟を強化することが真に国民の安全を保障することになるのかについては根本的な疑問がある。仮に，安全保障環境の変化に現憲法が対応出来ない事態となったというのであれば，憲法改正手続により，国会での熟議と国民による判断こそ重視されるべきであり，それを省略するのは，憲法無視，法治主義

違反と言わざるを得ない。

第2は，恣意的な憲法解釈である。憲法前文の平和的生存権，13条の生命，自由，幸福追求権，国際協調主義の精神は武力によらない平和の達成をこそ目指しているのに，これらを正反対の「軍事力による平和の達成」（積極的平和主義と呼ぶ）に結びつけ，集団的自衛権容認の根拠にするのである。そして，①憲法9条1項は「わが国が当事国である国際紛争」解決のための武力による威嚇と武力行使を禁じたもので，PKOや集団安全保障への参加には制約はない，②9条2項は「わが国が当事国である」国際紛争を解決するために用いる戦力の保持を禁じているだけで，それ以外の自衛や国際貢献のための実力の保持は禁じられていない，③自衛のための「必要最小限度」の中には集団的自衛権も含まれる，などと恣意的且つ杜撰な解釈論を展開，国連の集団安全保障措置への参加は自由，後方支援が武力行使の一体化となるかどうかは政策判断の問題，PKOでの駆け付け警護や妨害排除のための武器使用も自由とする。そして，わが国への直接攻撃に結びつく蓋然性が高い，日米同盟の信頼が傷つく，国際秩序が大きく揺らぐ，わが国への深刻な影響が及ぶなどの判断により，集団的自衛権の行使が容認されるというのである。

このように，安保法制懇の報告書は，初めから憲法による制約を無視しており，このような報告書を根拠に集団的自衛権行使を容認しようとすることは到底認められない。なお，報道によると，安保法制懇の会議は7回開かれたものの，1回の会議は平均84分ほど，委員の発言は数分程度に抑えられ，配付された資料は持ち出しすら禁じられ，正式の会合の他に何人かの委員だけで非公式に会合がもたれたなどと言われている。委員の間でさえ熟議がなされたとはいえないものようである。

秘密保護法 解説

第12回 特定秘密と国会の関係～情報監視審査会

秘密保護法対策本部委員 清水 勉 (40 期)

内閣が提出した秘密保護法案は、昨年12月、与党（衆議院では野党の一部も）の賛成多数で可決成立したが、その内容は、国民だけでなく、国会（議員）にとっても重大な問題を含んでいた。

1つは、国会議員の秘密漏えいを重く処罰するという規定の創設であり、もう1つは、国会が行政秘密に対して監視機能を果たせない仕組みになっていることである。

このような法案を行政側から提出されて、賛成するということは、言い換えれば、国会の権限をあえて弱めるような選択を多くの国会議員がしたということである。

せめて、国会に関わる部分だけでも修正されるべきであった。しかし、国会は、国会議員の罰則規定はそのまま追認し、国会の監視機能についてはこれを回復すべく、一定の努力と成果があった。国会の監視機能について説明する。

秘密保護法では、第6条から第9条まで、行政機関が他者に特定秘密を提供するときの条件について書いてあるが、そこには国会は含まれていない。国会は第10条で「その他」の提供先のひとつとして規定されている。それだけでも格下という感じがする。

問題は、国会に特定秘密を提供する場合の条件だ。当初の法案では、提供の条件は政府が政令で定めることになっていて、提出することが「できる」となっていた。行政機関がどのようにでもできるということだ。この点は、衆議院で修正され、提供の条件は国会が独自に決めることができることになり、提出「するものとする」という義務規定に変わった。

これだけでは、実際に秘匿性の高い行政情報が国

会（の秘密会）に提示されることはないだろう。国会法には秘密会の規定があるが、運用ルールがほとんど書かれていない。これでは、行政機関が秘密情報を出し洩るのは当然だ。

国会に行政秘密を引き出すには、国会（議員）が行政秘密を外部に出さないための、それなりの「構え」を設けて実行する必要がある。そんな「構え」など作るべきではないというのであれば、行政秘密は出て来ない。

国会法等の改正によって、衆参両議院に創設されることになった情報監視審査会の「構え」の内容は、①会議の非公開、②特定秘密を見る場所の限定、③見る者の範囲の限定（委員と事務局職員のみ）（職員については国会内で適性評価を行う）、④独立の事務局体制と調査権限、⑤議員に対する牽制の手段（漏えいした場合に懲罰、罰則）などである。

内部告発を受け付ける権限は規定されなかったが、禁止されているわけではないので、特定秘密を曖昧化した形で内部告発をすることで、調査のきっかけにはなる。

規程では、委員数を8人とし、各会派の議席数に応じて委員数を割り当てるとしている。現状の国会では野党議員がほとんど入れない。今後は、15から20人くらいにして、野党議員が相当数入れて、活発な議論ができるようにすべきだろう。

審査会には行政機関に対する勧告権限しかなく、秘密指定の解除権がないからダメだ、という批判があるが、権力分立制からして国会に解除権を認めることはできない。それでも、与野党の議員と一緒に秘匿性の高い行政情報に接して対等に活発な議論をすることが、国会の監視機能強化の第一歩になると考えるべきだろう。

性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる弁護士会を

第4回 司法修習生の就業活動時期を迎えて

男女共同参画推進本部事務局長 太田 治夫 (37 期)

8月、67期司法修習生の就業活動が佳境を迎える頃である。

職場における男女平等は、憲法14条、労働基準法3条、4条、及び、「男女雇用機会均等法」の要請するところであり、当会でも、2011（平成23）年10月に策定した「東京弁護士会男女共同参画基本計画」において、業務分野における女性差別の解消を、重点課題・アクションプランに掲げている。また、当会は、「性差別・セクハラ防止規則」*を定め、セクシュアル・ハラスメントとともに、会員・職員の性差を理由とする差別的取扱い（差別的言動を含む）を禁じている（第3条）。

就活時の差別的言動は今も

女性であるとの一事をもって、「出産・育児が見込まれ採りづらい」、「重要な仕事を任せられない」などと、事務所訪問にきた修習生に向かって言う弁護士は、今もあとを絶たない。昨年度、男女共同参画推進本部では、63期から66期の会員を対象にアンケートをとったが（回答数74）、就職面接時に、女性の4割近くが今後の結婚・出産予定について質問され、2割が「女性は採用しない、採用しづらい」と言われている。日弁連が64期会員に実施したアンケートでは、4割近くが「採用しない、しづらい」と、同様の発言を受けたとされる。明言せずとも、事実上女性を採用しないとしている事務所は少なくないのではないか。女性であることを理由に採用をしないことが、法の下での平等や、上記各法律、基本計画及び規則に反することは明白である。

出産・育児を機に、周りに迷惑をかけられないと考え、弁護士登録を取り消す会員が多いのも現実であろう。会としても、わずかに会費免除制度がある程度で、出産・育児期間中の会員のサポートが十分とは言えない。小規模事務所にとっては、貴重な戦力である弁護士に出産・育児期間中休業されるのはつらい。いっそ最初から採用を見送るという決断になりがちとなる。会としての更なるサポート制度の構築は、当本部の検討課

題であるが、個々の事務所においても時短や、適宜自宅での執務を認める等の工夫を考えられないだろうか。

ご存じですか？

性差別・セクハラ防止規則と苦情相談制度

「性差別・セクハラ防止規則」は、平成25年に改正され、会員の事務所における活動も苦情対象となり、差別的言動やセクハラを受けた者なら誰でも相談ができるようになっている。上記アンケートでも、就活の事務所訪問の機会にキスをされそうになったとか、内定した事務所の弁護士と食事に行きベタベタされ内定を断ったなどという例が報告されているが、就活中の修習生に対するセクハラは、苦情対象事案の中でも優越的な立場を利用するものであって悪質である。

相談は、電話、ファックス、郵便、メール（sexual-harassment@toben.or.jp）ででき、秘密厳守のもと、助言・仲裁、苦情対象者への指導や悪質な場合には懲戒請求の対応もなされる。新規登録弁護士研修や倫理研修の場で、規則の存在と性差別・セクハラ行為の禁止を繰り返し伝えているが、現実には苦情相談例は殆どない。当会会員がこれら行為と無縁というのなら喜ばしいが、上記アンケート結果を見る限り、苦情に至らない暗数が相当あるのではないかな。

上記アンケートでは、男女を問わず「性差別・セクハラ防止規則」の存在を知らない会員数が知っている会員数を上回った。苦情相談制度の利用が殆どないという現状は当然であろう。今後とも性別を理由とする差別的取扱い等をなくすため、広報に努めていきたい。

* 「性別を理由とする差別的取扱い及びセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規則」

【編集部注】 性差別とセクシュアル・ハラスメント防止への取り組みの詳細は、当会会員サイトを参照

https://www.toben.or.jp/members/iinkai/danjokyoudou/sexual_harassment/index.html

会員サイトのトップページ＞委員会＞委員会一覧＞男女共同参画推進本部（会員サイト）＞セクシュアル・ハラスメント防止への取り組み

近時の労働判例

～労働法制特別委員会若手会員から～

第21回 東京高裁平成25年5月23日決定(阪神バス事件) 〔労判1078号5頁〕

労働法制特別委員会委員 中野 真 (63 期)



第1 事案の概要

本件の相手方（以下「X」という）は、1992年、阪神電気鉄道株式会社（以下「Z社」という）に入社し、バス運転士として稼働していたが、1997年、椎間板ヘルニアに罹患し、末梢神経等に後遺症が残ったため、Z社により、Xに対する勤務配慮（午後の比較的遅い時間からの運番を担当させるなど）が行われていた。

他方、Z社の自動車運送事業部門は赤字が続いていたことから、Z社は、自動車運送事業部門を分割し、本件の原告人会社である阪神バス株式会社（以下「Y社」という）と統合して、バス専業会社とすることとした。

これに伴い、2008年6月20日、Z社、Z社労組（Xもこれに加入していた）は、Z社の従業員が2009年3月30日付でZ社を退職し、同年4月1日付でY社に転籍すること、労働条件はY社の労働条件のとおりであること等を内容とする合意（以下「大綱合意」という）を締結した。また、同年7月10日、Z社、Z社労組、Y社、Y社労組は、事業承継に伴う従業員の労働条件等について、勤務配慮を原則として認めない旨の合意（以下「4者合意」という）を締結した。

2009年4月1日、Z社とY社は、Z社を吸収分割会社、Y社を吸収分割承継会社とする会社分割契約を締結し、Y社は、Z社の自動車運送事業部門を承継した。

この会社分割契約に際しては、Z社の従業員に係る労働契約及びこれに付随する一切の権利義務は、Y社に承継されない旨の合意がなされるとともに、Z社の従業員のうち、大綱合意に基づいてY社への転籍に同意した者に限りY社が雇用する旨の合意がな

された（転籍同意方式による契約）。

そして、会社分割契約の効力発生に伴い、Xの労働契約の相手方がZ社からY社へと変更され、その後、2011年1月以降、Xに対する勤務配慮は、4者合意を根拠として、行われなくなった。

そこで、Xが、かかる措置の有効性を争ったのが本件である。

第2 裁判所の判断

1 転籍同意方式による契約の有効性

本件では、Xへの勤務配慮が労働条件であるとの認定を前提に、Xへの勤務配慮措置廃止の有効性との関連で、転籍同意方式による契約の有効性が争われた（転籍同意方式による契約が無効であるとすれば、会社分割に伴い、原則どおり、Z社との労働契約がY社に包括承継されることになり、従前の労働契約と新たな労働契約には連続性があるため、従前の労働契約で設定していた労働条件を引き下げるとは、労働条件の不利益変更となり、労働契約上の根拠が必要になる）。

本決定において、裁判所は、転籍同意方式による契約が有効であるか否かについて、「労働契約承継法が、承継事業に主として従事する労働者の労働契約は、当該労働者が希望する限り、会社分割によって承継会社等に承継されるものとしている趣旨にかんがみると、転籍同意方式による契約は、労働契約承継法の趣旨を潜脱する契約であるといわざるを得ず、これによって従前の労働契約とは異なる別個独立の労働契約が締結されたものとみることができない」とし、「会社分割により承継会社等に労働契約が包括承継される場合、承継前の労働契約内容（労働条件）

は、そのまま承継されることを考え併せると、本件勤務配慮も抗告人に承継されたものと一応認めることができる」とした。

2 4者合意の効力

Xが加入する組合は、勤務配慮の廃止を内容として含む4者合意を締結していたため、この4者合意の有効性が認められ、その規範的効力（労組法16条）がXにも及ぶのであれば、これが労働契約上の根拠となって、Xの労働条件は不利益に変更されそうである。そこで、4者合意の効力が問題となった。

本決定において、裁判所は、「抗告人は、転籍同意方式を採用するについて、その必須の前提として4者合意をしたものであると認められる」「4者合意の効力を認めることは、労働契約承継法が承継会社に分割会社と労働者間の労働契約を承継させることを労働者に保障した趣旨を実質的に失わせるものというべきであるから、4者合意中の勤務配慮に関する条項は公序に反し無効であると解するのが相当である」とし、勤務配慮に関する条項の有効性自体を否定した。

第3 評 釈

会社分割契約においては、どの権利義務を承継会社に移転するかを分割計画や分割契約で個別に定めることが可能である。そうすると、分割会社で働いていた労働者の地位が承継会社に承継されないという労働者に不利益な事態が起こりうる。

そこで、労働者保護の観点から、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（労働契約承継法）においては、承継会社に承継される事業に主として

従事する労働者の労働契約は、原則として新会社に承継されることになる（同法3条、4条）。労働契約承継法は、承継される労働契約の内容（労働条件）については、規定はしていないものの、包括承継の性質上、分割会社における労働条件が承継会社においてもそのまま承継され、維持されるのが原則である。そのため、仮に、会社分割に際して、労働条件を不利益に変更するのであれば、本人の同意などの労働契約上の根拠がなければならない（労働契約法8条参照）。

本事案で問題となった転籍同意条項では、分割会社の従業員に係る労働契約及びこれに付随する一切の権利義務が承継会社に承継されないことが原則とされていることからすれば、仮にこの条項の有効性を認めてしまえば、会社分割に伴い個々の労働者の労働契約が基本的には新会社に承継されるという労働契約承継法が予定しているところと矛盾する。そこで、本決定では、このような条項自体を、承継法の趣旨に反するとして、無効としたものであると思われる。また、4者合意が転籍同意方式の必須の前提となっており、4者合意中の勤務配慮に関する条項の有効性を認めることは、実質的に転籍同意方式による契約を肯定することと同義であるとして、4者合意も無効にしたものと思われる。

本事案の4者合意は、Xへの配慮を排除するという、一部の者にのみ不利益を与えるという点に特質があり、規範的効力をXに及ぼすことが難しいと思われる事案であった（朝日火災海上保険事件〔最一小平成9年3月27日判決労判713号27頁〕参照）。このような背景があったことから、労働者全員の真の自由な意思による労働条件切り下げがある場合には、本判決の射程が及ばないのではないかと（転籍同意条項が有効とされるのではないかと）との意見もある。

刑弁でGO!

第56回

開示記録を差し入れる際の注意点

刑事弁護委員会副委員長 本多 貞雅 (61 期)

1 はじめに

近時、裁判員裁判対象事件など公判前整理手続に付された事件については、証拠開示が制度化され、従前よりも開示される証拠の量が増えてきています。そのような中、過去には、(もと)被告人の親族が、開示記録を一般のゴミ捨て場に捨ててしまったということもありました。このような事態が生ずれば、関係者のプライバシー等の利益が侵害されることになるので、十分注意することが必要です。

そこで、開示記録の取り扱いについて、最近の状況を紹介すると共に、改めて会員の皆様には注意点を確認していただきたいと思います(なお、LIBRA 2013年2月号に掲載された、刑弁でGO! 第47回「刑事事件における差し入れ記録の取り扱い」もご参照下さい)。

2 記録差し入れの必要性

刑事事件においては、国選、私選を問わず、検察官から開示された記録を差し入れて、被告人にも検討してもらうことが重要です。条文上も、証拠の同意・不同意を決める主体は被告人ですから(刑事訴訟法326条)、被告人の意見を確認するためにも証拠を差し入れる必要があります。また、記録を検討した被告人から、弁護人が気付かなかった新たな視点が提供されることも少なくありません。したがって、開示

記録の差し入れを躊躇することはありません。もっとも、比較的軽微な事案で争いのない事件などでは、被告人の十分な理解を前提として、差し入れをせずに接見の中で内容を確認するなどということもあり得るでしょう。

3 差し入れに際してのマスキングについて

検察官から開示された記録には、被害者やその他の関係者、そして被告人自身のプライバシーにかかわる事実などが記載されています。捜査書類上の犯罪被害者等の個人情報保護に関しては、検察庁において立証上必要な部分を除き、マスキング処理などがされています。被告人に開示記録を差し入れる必要があることは既に述べたとおりですが、他方で、事件の検討に直接関係しない犯罪被害者等の個人情報は保護すべきでもあります。

裁判員裁判対象事件などでは開示記録が大部に渡ることが多く、今後は、被告人に差し入れする前提としてのマスキングを弁護人に委ねられる可能性があります。実際に、開示記録を受領する際に「検察庁からのお願い」と題する書面が併せて交付される例が報告されており、その書面には「謄写された証拠書類には、被害者その他の参考人等の住所、電話番号、勤務先など個人を特定させることとなる事項が記載されており、その取り扱いには、十分な御配慮をお願いします。上記証拠書類又はその写しを被告

人や他の弁護士その他の関係者に呈示・交付する場合には、あらかじめこれらの特定事項につき必要なマスキングをしていただくか（既に証拠書類の一部にマスキングが施されている場合でも、追加のマスキングが必要になる場合があります。）、事前に担当検察官又は検察事務官にご相談いただくようお願いいたします。」と記載されています。

検察庁によるマスキング処理においても漏れがあることもあり、弁護人としても、事件の検討に直接関係しない個人情報については意識的に確認し、必要に応じて追加のマスキングを施したほうがよいでしょう。

4 検討後の差し入れ記録の取り扱い

開示された記録については、被告人若しくは弁護人又はこれらであったものについて、法律上目的外使用が禁止されており、禁止に違反した場合には刑罰に処せられる可能性があります（刑事訴訟法281条の4、同条の5）。したがって、被告人に対しては、目的外使用禁止規定を教示し、みだりに扱おうとプライバシー等の利益が侵害されることにもなるから厳重に保管するよう注意喚起することが必要でしょう。注意喚起の方法については、口頭の説明でもよいと思いますし、文書を差し入れる方法もありえます。各弁護人なりの方法で注意していただければと思います。また、検討後の開示記録を被告人が「知らない」という場合は、判決前（ないし判決直後）に宅下げてもらって弁護人において廃棄するということもあり得るでしょう。また、差し入れた記録に書き込みしてもらったものを宅下げることで、事実上回収するという方法もあります。

5 DVD等の謄写の取り扱い

取調べ状況を録音録画したDVD等や、あるいは防犯カメラの映像が記録されたDVD等の開示の際の注意点です。従前、開示DVD等の謄写にあたっては、検察事務官に必要なメディアと枚数を確認して、空のメディアを弁護人において用意して、検察庁に持参し、後日、複製されたメディアを受け取っていました。

本年4月1日からは、検察庁において紙媒体の謄写業務を行っている東京謄写センターが、DVD等（外部電磁的記録媒体）の謄写業務も取り扱うこととなりました。したがって、今後は、DVD等の謄写についても、東京謄写センターに依頼して行うようになります。また、これに伴いまして、従前のように空きメディアを持参する必要はなくなり、謄写されたDVD等を購入することになりました（CDRは500円、ブルーレイは1500円、DVDは1000円。なお、コピー料金も改定されており、白黒は1枚あたり25円、カラーは1枚あたり80円となっています）。なお、国選事件についてのDVD等の謄写費用は全額国選弁護等費用として法テラスから支払われます。

6 おわりに

開示される記録には個人情報が多く含まれております。日常的に開示記録と接しているとつい忘れがちになることもありますが、万一の事態が生じた場合には、被告人や関係者に多大な不利益が及ぶおそれがあります。改めて、上記の注意点を確認していただければと思います。

第52回

袴田事件弁護団で活動する若手弁護士に聞く

聞き手：新進会員活動委員会 副委員長 舩田 正 (63期)

研修員 武田 浩一 (66期)

新進会員活動委員会では、各分野で活躍している若手弁護士のインタビュー記事を掲載しています。今回は、2014年3月27日に再審開始と、死刑及び拘置の執行停止の決定を勝ち取った袴田事件弁護団で活躍されている戸館圭之弁護士（60期、第二東京弁護士会）にお話を伺いました。

——まず、袴田事件弁護団に入った時期、経緯を教えてくださいませんか。

私が静岡大学人文学部法学科の学生だったとき、弁護団の現事務局長である小川秀世先生が非常勤講師をされており、講義の中で事件のことを話して下さいました。講義を受ける前は、袴田事件という事件の存在を知っている程度でしたが、講義を受けているうちに強い興味を持ったのが最初のきっかけです。

その後、弁護団会議や勉強会に参加していくうちに、自分も弁護士として袴田事件に関わりたくて強く思うようになり、司法試験の受験を決心しました。

このように、私が弁護士になろうと思ったモチベーションの大部分が袴田事件にあったため、合格したら弁護団に入ることは自然な流れでした。そこで、弁護士登録直後の2007年9月に弁護団に入りました。

——袴田事件弁護団の人数、期の構成や普段の活動について教えてください。

現在25名程度の弁護士が在籍しています。修習中、修習生の仲間を誘って袴田事件の勉強会を行っていたのですが、参加していた同期4～5人が現在弁護団に在籍しています。期の構成は、10期代から60期代前半まで幅広いです。

活動内容としては、月に1回、静岡と東京で交互に弁護団会議を行っています。また、静岡地裁に再審請求が係属中は、2か月に1回、訴訟の進行等について裁判所、検察官との三者協議を行っていました。加えて、袴田さんが保佐開始の審判を受けていたので、家庭裁判所とのやりとりを行ったり、恩赦や人身保護請求についても調査を行ったりしました。さらに、年に1回、弁護団合宿を行っていま

した。弁護団合宿では、お酒を飲んだり懇親する機会もありますが、基本的には全員一日中書面の内容等についてかなりストイックに議論をしていました。

——ご自身は、袴田事件弁護団内でどのような役割を担っていましたか。

証拠開示請求の総論部分の研究及び書面作成を主に担当していました。第二次再審請求に際し、検察側に証拠開示を請求したのですが、検察側は根拠規定がないと開示を拒みました。そのため、判例（最決昭和44年4月25日刑集23巻4号248頁等）、元裁判官や研究者の論文、国連人権規約、先例等を根拠に開示されるべきである等再反論する書面の起案等を行いました。また、昨年末に行われた最終意見書のプレゼンも行いました。最終意見書の内容をわかりやすく裁判官に伝えるため、3人の弁護士で協力し、視聴覚資料も使用しました。

——弁護団に入って苦労したことはありますか。

第一次再審請求棄却後、新証拠としてふさわしい証拠がなかった時に、弁護団内に手詰まり感が広まってしまい、苦労しました。

——袴田事件に関わって良かったことはありますか。

大学生の頃から袴田さんを助けたいと思って受験勉強をしていたので、袴田さんが生きているうちに釈放された姿を見て、弁護団員として活動できて本当に良かったなと思いました。

また、弁護士一人では絶対に達成できないような目標に向かって、弁護団員が適材適所に配置され、全員で協力して活動できたことは非常に貴重な経験になりました。



第二東京弁護士会会員
戸舘 圭之 弁護士 (60 期)

—— 再審の開始決定が出された当日はどのような行動をされていましたか。

当日は、日弁連の14階で会長声明の起案のため待機していました。待っている途中は、ドキドキして司法試験の合格発表の時のような気持ちでした。

午前10時ぐらいになると、静岡地裁に居た弁護団員から電話で「開始、開始！ 拘置の停止!!」との報告を受けましたが、正直信じがたく、「開始ですか？」と何回も聞き返してしまいました。何年もこの決定のため活動してきたのですが、しばらく実感が湧きませんでした。

弁護団では、棄却の場合に備えて即時抗告を行う準備はしていたのですが、再審開始の場合に備えた準備はあまり考えていませんでした。三者協議でも裁判所の心証が全くわからなかったため、執行の停止はともかく、拘置の停止にまで踏み込み、当日釈放されるとは想定していなかったのです。その後は非常に慌ただしかったです。

日弁連で記者会見後、袴田さんのお姉さんと待ち合わせをして、東京拘置所まで行き、袴田さんと面会して開始決定を伝えましたが、「そんなの嘘だ」と言って全然信じてくれない様子でした。

面会後、拘置所の職員から袴田さんを釈放するので、釈放の段取りについて相談させてくださいと言われ、袴田さんの荷物や靴をどうするのか（拘置所で靴を貸すが、返して欲しいと言われました）について話していました。話し合いを拘置所の応接間でしているうちに、釈放された袴田さんがひょっこり現れました。

釈放後は、袴田さんを当日どこに泊めるのか、マスコミ対応をどうするのか、等について右往左往しました。

—— 弁護団に若手が入るということにどのような意味があるとお考えですか。

人手は常に不足していて、やることはごまんとあるので、やる気がある人はぜひ弁護団に入って欲しいと思います。同じ弁護団員で長年やっている、事件について凝り固まっ

た見方しかできなくなってしまう。そのため、新人の方には特に再審事件を担当する弁護団にとって非常に有益なので、弁護団に若手が入るということは非常に重要な意味があると考えます。私は、第一次再審請求の特別抗告審から弁護団に関与したのですが、弁護団の中で、最終意見書提出にあたり新たな視点が必要だという方針になり、弁護団に入ったばかりの私を含む若手数人で最終意見書案を作成しました。

また、たしかにこの種の弁護団は収入には結びつかないので、特に若手は参加することを躊躇するかもしれません。しかし、再審事件は、確定した事件のはじめからおわりまで全部について批判的に検討することができる、通常の事件では決してすることのできない貴重な機会を得ることができます。また、弁護団には百戦錬磨の先輩弁護士が集って知恵を出し合います。そのような集団の中で対等な立場で議論ができる経験は他ではなかなかできないと思います。

—— 再審開始決定後でどのような変化がありましたか。

まず、世論が変わったことを体感できました。開始決定前は、確定死刑囚が冤罪を訴えている事件という程度の認識しかなかったのが、決定後、マスコミの報道を見て、世間的には無罪判決が出たのと同じような雰囲気であることを感じました。

—— 最後に若手弁護士へのメッセージをお願いします。

弁護士になったからには、たまには素朴な正義感みたいなものを表に出して思い切ってやれるような仕事をした方が精神衛生上良いのではないかと思います。

また、様々な事件をやっていく中で法律家として成長できます。私は、弁護団の活動を通じて、研究者の先生、弁護団内の弁護士と関わることができたので、その中で切磋琢磨し研鑽することができました。そのため、若手弁護士の方には、いろいろと忙しいとは思いますが、積極的に弁護団活動に関わってもらいたいと思います。

わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

9期

わが青春時代，研修所生活

会員 山本 博 (9期)

司法試験と弁護士駆け出し時代という暗くハードだった時代に挟まれた研修所生活は、僕にとって、まさしく青春時代だった。給与をもらって勉強できるということは、貧しい中から母がやりくりして月謝を払ってくれた私立中高時代と違って天国のようだった。

大学での本だけで教えられる無味乾燥な理論と別世界で、生身の人間の生活から生まれる事実と法の関わり合いになる法律実務は、新しい知的経験だった。象牙の塔にたてこもって抽象論をひねくりまわす大学教授と違って、実社会で鍛えられた教官には好感が持てた。実践の雄といえる遊田教官が、リヒャルト・ゾルゲと尾崎秀実の処刑に立ち会った時の経験を話されたのを聴くと身の引締まる思いがした。

何回かの実務研修も実に面白かった。パトカーに同乗しての深夜の東京もそうだった。刑事さん同行のスリ逮捕の実技などは、素人の万引きと違ってスリが訓練されたプロで絶対に否認するから現場を押さえないと駄目だという教えを受け、警察官の苦勞がよくわかった。蒸気機関車の同乗という見学では、事前の解説で機関車の前方ライトは人を発見して事故を防止するためのものでなく、人が近づかないためのものでしかないと説明され、勝手なことを言うもののだと思った。しかし、同乗



実務研修機関車試乗

してみると確かにライトは250メートル先までしか届かず、運転手が異物を発見して急ブレーキをかけても停止できるのに250メートルかかるのを知って、実務とはそういうものかと納得した。

今の修習生は信じないかもしれない

が、お酒好きだった仁分教官(裁判官)のご自宅に数名で押しかけ深夜までお話を伺うということが何回もあった。奥様は定めし大変だったろうと今でこそ反省しているが、世間知らずの若者達の身勝手に奥様は少しもそうした素振りをお見せにならなかった。

研修所には図書室があり、法律関係書だけでなく、歴史書・文学書を始め、実に多岐にわたる本が揃っていた。貸出し自由であったから、これ幸いと片っ端から読みふけた。担当の司書の人から、「あなたくらいこの本を読んだ人はいないだろう」と言われた。

そうしたことが教官の御耳に入ったらしく、研修所報に掲載する論文を書けと命じられた。いろいろ考えて当時問題になっていた売春防止法について書くことに決めた。人類最古の商売といわれる売春について、世界各国各時代に実に多種多様な法制があることがわかったし、法律の限界ということもわかった。そうした観点から日本の売春防止法批判という、いわば立法論を書きあげた。この時ばかりは大学院の卒論を書いた時と同じくらい勉強した。論文を提出し、かなりたってから所長から呼び出しがあった。厳肅な顔をされた所長からよく出来ているが、選考担当教官全員の協議の結果、研修所報に掲載するにはふさわしくないという結論になったと言い渡された。がっかりしたが、こうした勉強をする機会を与えられただけでも幸いだったと思い返した。後に一約60年後だがーワインと社会経済と法律の関係をテーマにした『世界のワイン』という本を書いたが、この時からスタートしているのだ。

二回試験の口述の際、つい「弁護士になったら労働運動の巷で生きたい」と口走った。それを耳にされた試験官が「それなら君、日本で労働運動を最初に始めたのは誰かね?」と尋ねられた。冷や汗をかかんばかりに立ち往生していたら、試験官は誰かを教えて下さった。後でわかったのだが、小野清一郎博士だった。

研修生活で、ひとつだけ自慢できることがある。運動会で東京めぐりのマラソンで第1位になったことである。

東京で就職して良かったと実感

会員 伊藤 将之



1 東京へやってきた日

東京に来て早半年が過ぎた。元日に東京へ出てきたことを思い出す。私は大阪で生まれ、ずっと大阪で暮らしてきた。両親の実家や親戚の家も全て関西圏だ。昨年の10月末に東京の法律事務所へ就職が決まった。

東京へ出てきたのは、1月1日の夕方だった。元日を実家でゆっくり過ごさなかったのは、格安航空会社の1月1日のチケットを運良く手に入れることが出来たことと、何となくだが、生まれ故郷を離れて、新しい土地での新生活をスタートするには、元日からがいいと思ったからだ。

12月中旬ごろに借りる部屋は決めていた。新宿御苑前駅すぐの1Kのマンションだ。JR新宿駅へは徒歩15分。とても便利が良い。

着いた初日は、引っ越しの荷物も届いておらず、家には何も無い。引っ越しの荷物が届く予定の1月3日までは、布団すら無いため、寝るときは部屋のフローリングの地べたに寝っ転がるしかなかった。床がとても冷えるので、暖房とダウンジャケットだけで凌いだ2日間は辛かったことをよく覚えている。

東京で就職した理由は、集合修習の時に、東京で仕事をする事への憧れを抱いたからだ。週末は和光駅から電車に乗って東京へ行き、大都会を色々と見て回った。もともと東京で働くつもりは無かったが、多くの人で溢れ、大きなビルが立ち並び、名だたる企業が軒を連ねている景色を見て、東京の活気に圧倒された。是非ともここでたくさんの仕事に揉まれて弁護士として成長したいと思った。

2 弁護士業務

1月6日が仕事始めだった。いきなり先生と呼ばれることへ気恥ずかしさを感じた。入所したばかりのひよっこ弁護士よりもベテラン事務員の方が仕事をよく知っている。周りの人にどのように見られているのか、仕事への姿勢や振る舞いに気を配った。最初は、内容証明の起案等から始まり、徐々に色々な仕事をさせてもらえるようになっていった。

実際に仕事を始めてみると、デスクワークだけでなく、色々な場所に出かけて調査したりしなければならないことも多く、弁護士業務はとても体力がいる仕事なのだなと思った。つい最近経験した建物明渡事件では、とてつもない量のゴミで溢れかえるゴミ屋敷だった。執行官、執行補助者とともに明渡催告のため家の中に立ち入ったのであるが、2LDKの部屋全体がゴミで埋め尽くされていた。虫が飛び交うひどい臭気の中、ゴミ山を掻き分けて中に入っていかなければならなかったのが、本当に大変であった。

3 東京へ来て良かったと実感

元日に東京へ来てからあっという間の6ヶ月だった。事務所の仕事は大変忙しいが、やり甲斐があり、また、東京弁護士会の研修やゼミは、各分野で著名な先生が講師として来られて直接ご指導をいただいたりする等、量も質も大変充実している。東京へ来て本当に良かったと思う。2020年には東京オリンピックが開催予定であり、家の近くにも新しいビルが次々と建設されている。これからさらに経済が活発化し、仕事が増えることに期待している。多くの経験を積み重ねて、頼りになる弁護士になりたい。

『ザ・ビートルズ レット・イット・ビー』

1970 年／イギリス／マイケル・リンゼイ＝ホッグ監督作品

彼らの魅力と時代の空気を映し出す 解散間際のドキュメンタリー

会員 西川 達也 (61 期)

198X 年、某県庁所在地を歩いていた中学 3 年生か高校 1 年生の私は、たまたま（たぶん）あるデパートで「ザ・ビートルズ展」が開催されているのを見つけた。

展示されていたのは、メンバーが使っていたギターや衣装、曲のアイディアを書き留めた直筆のメモなどで、ビートルズを聴き始めてまだ 2、3 年であった私は、大いに興奮して展示に入った。

その会場の一画に置かれたテレビ画面で、さりげなく流されていたのが、この映画「レット・イット・ビー」であった。私は、画面に釘付けになり、繰り返し再生される映像を延々と立ったまま見続けた。

「レット・イット・ビー」は、ビートルズが主演する劇場用映画としては、「ビートルズがやって来る ヤア！ヤア！ヤア！」（64 年）、「ヘルプ！ 四人はアイドル」（65 年）に続く 3 作目の作品であり、そして最後の作品である。

前 2 作が、一応ビートルズのメンバーが（本人役ではあるが）ストーリーに沿って演技をするアイドル映画（「ヘルプ！」はコメディ映画としても傑作！）であったのに対して、本作品は、ストーリーも何もないドキュメンタリーである。

1969 年 1 月、数年前までアイドル映画に出ていたとは思えない、髭面に伸びきった長髪の「素の」ビートルズが、久しぶりのライブパフォーマンスに向けてスタジオでリハーサルをし、曲を練り、当時の彼らの本拠地であったアップル・ビルの屋上でコンサートを行うまでが映し出される。

本作品は、ビートルズが実質的に解散した年である 1970 年に劇場公開されてから、ごく一時的にビデオが販売された後は、市販ソフト化されておらず、なかなか見るこのできない幻の作品とも言われている。結果としてビートルズの解散間際を映した作品となったこ

ともあって、散々な世評が一人歩きしている。「全編でメンバー間の口論が絶えず冷たい空気が漂う」、「企画したポール・マッカートニーだけが張り切っていて、他の 3 人は乗り気ではない」、「演奏される楽曲がビートルズとしての水準に達していない」などなど。

しかし！である。バンドの解散が近いことを思わせる場面はあるものの、映画には彼らの魅力とその時代の空気が確実に映し出されている。

リハーサルでは笑顔が見られ、ビートルズお得意のジョークが飛び出す。ジョン・レノンとジョージ・ハリスンも熱い演奏を繰り広げ、リンゴ・スターは、黙っていてもムードメーカーであったことが伝わってくる。

そして、ラストの屋上コンサートでのジョンとポールが並び立つシーンは、陳腐な表現ではあるが、カッコイイとしか言いようがない。

荒削りな楽曲と演奏も、後にエリック・クラプトンらが傾倒したアメリカ南部の音を取り入れた、ビートルズの先進性を示すものと考えれば合点がいく。

ビルの上から聞こえてくる突然のビートルズの演奏に、ロンドンの街は騒然とする。映画は、ビル街に鳴り響く屋上コンサートの音を聞いて警察官が駆けつけ（まさにゲリラ・ライブ！）、アンプの電源を切られてもなおビートルズが演奏を続ける「ゲット・バック」で終わる。誰が企画したか、メンバーが乗り気であったかどうかなどは関係ない、この時代を象徴する名シーンである。

200X 年、ロンドンの街を歩いていた私は、たまたま（本当！）この屋上コンサートが行われたビルを見つけた。街を歩いている足が震える経験はそうそうあるものではない。

ビートルズを愛する人たちが、いつでもこの映画を見られる日が来ることを願ってやまない。



ラーメン食べ歩き

会員 西村 健 (62期)

はじめに

ラーメン食べ歩き。これは学生時代から私が有している趣味であり、私は、弁護士であると同時に（無名の）ラーメンプロガーでもある。

現在、都内には約4000軒のラーメン屋があると言われているが、私が過去に訪れた店舗数は、本稿執筆時点（2014年6月）で約430軒程度（食べた杯数は不明）。したがって、私はまだ都内のラーメンを知り尽くしているとは言えず、「ラーメン弁護士」などと名乗れるほどの経験値も有していない。しかし、せっかくこのような機会をいただいたのであるから、僭越ながら、お気に入りのお店を2軒ほど紹介したい。

お気に入り その1

豚骨・鶏+魚介系「はやし」



その名のとおり、豚骨や鶏と魚介ダシをブレンドしたスープを用いたラーメンである。都内

の行列店はこの系統のラーメンであることが多く、最も競争が激しいジャンルであると思われる。とりわけスープ濃度の高いつけ麺が人気のお店が多く、代表例として、「六厘舎」「TETSU」などが挙げられる。

その中で、私は、渋谷にある「はやし」というお店のラーメンを紹介したい。このお店のラーメンは、豚骨、鶏及び魚介のバランスがとれたスープと中太ストレート麺の相性がよく、化学調味料独特のくどさも感じられない（不使用なのかもしれない）上品な味わいである。

渋谷警察署で接見を終えた後や、横浜地裁から都内に戻る際、一旦渋谷で降りて立ち寄っていただきたい。

お気に入り その2

G系「ラーメン二郎小岩店」

3つのG（ガッツリorギトギト、ガーリック、極太麺）の要素を含むラーメンは、「G系」などと呼ばれる。かの有名なラーメン二郎及びそのインスパイア店がその代表例である。

通常、ラーメンの麺の量は150グラム前後であることが多い。しかし、G系のお店ではその約2倍に当たる300グラム前後の極太麺を使用していることが多く、加えて大量のモヤシ、キャベツ、チャーシュー及びニンニク等が投入される。このボリュームなラーメンを豪快にがっつくのがG系の醍醐味である。

かかるG系の中では、「ラーメン二郎小岩店」が私のお気に入りである。スープ、チャーシュー、いずれも大変美味しかった。

なお、G系については、ニンニク臭が気になる、量が多くて食べきれない、などという不安をよく耳にするが、「ニンニク抜き」や「麺少なめ」などと口頭で告げることができるお店が多い。ただし、「ニンニク無し」と告げることは避けた方がよい。店員さんに「ニンニク増し」と伝わってしまい、思いがけない量のニンニクを食らう羽目になる場合があるので、注意が必要である。

最後に

上に掲げたお店はあくまで「私の好み」という範疇にとどまることをご理解いただきたい。今回は、紙面の都合上、2軒のみとなってしまったが、次の機会があれば、別ジャンルのお店もご紹介させていただきたい。

法律学
『法政策学の試み 特集・競争法』神戸大学法政策研究会／信山社
『政治的寛容』宇羽野明子／有斐閣

外国法
『アメリカ連邦税法 第5版 所得概念から法人・パートナーシップ・信託まで』伊藤公哉／中央経済社
『台湾信託法の理論と展開』王志誠／日本加除出版
『イギリス取引法入門』島田真琴／慶應義塾大学出版会
『フィデューシャリー「託される人」の法理論』Frankel, Tamar／弘文堂
『中国法実務教本』大江橋法律事務所／商事法務
『中国特許法と実務 中国特許出願、審査、審判から特許民事訴訟まで 改正中国民事訴訟法対応』河野英仁／経済産業調査会
『中国商標法第三次改正の解説』河野英仁／発明推進協会

公法
『日独公法学の挑戦 グローバル化社会の公法』松本和彦／日本評論社

憲法
『人権をめぐる十五講』辻村みよ子／岩波書店
『結社の自由の法理』井上武史／信山社
『女性に対するドメスティックバイオレンス』杏林書院
『憲法判例 第7版』戸松秀典／有斐閣
『番号法の逐条解説』宇賀克也／有斐閣
『やさしい番号法入門』水町雅子／商事法務
『Q&A番号法』水町雅子／有斐閣

議会制度・選挙法
『二院制の比較研究 英・仏・独・伊と日本の二院制』岡田信弘／日本評論社
『外国人の選挙権ドイツの経験・日本の課題』長尾一紘／中央大学出版部

行政法
『公共制度設計の基礎理論』原田大樹／弘文堂
『アーカイブズ学要論』上代庸平／中央大学社会科学研究所
『国家作用の本質と体系 1 総則・物権編』仲野武志／有斐閣
『最新車両制限令実務の手引 第4次改訂版 解説&法令・通達』道路交通管理研究会／ぎょうせい
『建築法規PRO 図解建築申請法規マニュアル2014』図解建築法規研究会／第一法規
『東日本大震災の被災者等への法的支援に関するニーズ調査』日本司法支援センター／日本司法支援センター（法テラス）

警察・消防法
『暴力団排除条例と実務対応 東京都暴力団排除条例と業界別実践指針』犬塚浩／青林書院
『反社会的勢力排除の「超」実践ガイドブック』エスピー・ネットワーク／レクス・ネクス・ジャパン
『図解道路交通法 4訂版』道路交通法実務研究会／東京法令出版
『逐条解説危険物法令』危険物法令研究会／東京法令出版

財政法
『地方財務ハンドブック 第5次改訂版』地方財務制度研究会／ぎょうせい

税法
『税務情報の開示請求と活用法』朝倉洋子／ぎょうせい
『不動産・非上場株式の税務上の時価の考え方と実務への応用 2訂版』渡邊正則／大蔵財務協会
『国税税務申請・届出手続のすべて』野川悟志／清

文社
『重要租税判決の実務研究 第3版』品川芳宣／大蔵財務協会
『事例解説不動産をめぐる税金 第2版 不動産の取得／相続・贈与／保有・賃貸／譲渡』桑原秀年／日本加除出版
『人事・労務・福利厚生税務』アクタス税理士法人／労務行政
『認定支援機関・事業再生専門家のための事業再生税務必修』全国事業再生税理士ネットワーク／大蔵財務協会
『会社清算の税務 任意清算・法的清算・私的再建・法的再建』税理士法人熊谷事務所／税務経理協会
『組織再編の税務リスク発見ガイド』あいわ税理士法人／中央経済社
『法人税法の理論と実務』成道秀雄／第一法規
『裁判事例（全部取消）による役員給与・寄附金・交際費・貸倒れ・資本的支出と修繕費 こうして私は税務当局に勝った!』山本守之／財経詳報社
『小規模宅地特例 実務で迷いかけた複雑・難解事例の適用判断』飯塚美幸／清文社
『非上場株式の評価と承継対策』岩下忠吾／税務経理協会
『消費税税嫁対策特別措置法の解説』山田弘／公正取引協会
『Q&Aで理解する8%消費税 改訂版』金井恵美子／税務研究会出版局
『地方税法総則逐条解説』地方財務協会／地方財務協会

民法
『民法の未来 野村豊弘先生古稀記念論文集』能見善久／商事法務
『実践契約書チェックマニュアル 改訂2版』飛翔法律事務所／経済産業調査会
『建築工事請負契約における瑕疵担保責任と損害賠償の範囲』秋野卓生／新日本法規出版
『不法行為法における名誉概念の変遷』建部雅／有斐閣
『任意後見契約書の解説と実務』山本修／三協法規出版
『相続法 第5版』潮見佳男／弘文堂
『相続における承認・放棄の実務』雨宮則夫／新日本法規出版
『裁判例に見る特別受益・寄与分の実務』第一東京弁護士会司法研究委員会／ぎょうせい
『Q&A遺産分割後のトラブル対応』遺言・相続実務問題研究会／新日本法規出版
『判例からみた遺留分減殺請求の法務・税務・登記』永石一郎／中央経済社
『賃貸住宅管理の法的課題 2 迷惑行為・自殺・サブリース』太田秀也／大成出版社
『実務解説借地借家法 改訂版』沢野順彦／青林書院
『借地借家法』田山輝明／日本評論社
『実務からみた不動産登記の要点 4』登記研究編集室／テイハン
『涉外不動産登記 新訂』藤原勇喜／テイハン
『Q&A権利に関する登記の実務 11 第5編仮登記(上)』不動産登記実務研究会／日本加除出版
『商事信託の組織と法理』木内清章／信山社
『印鑑の基礎知識』金融実務研究会／きんざい
『「でんざい」のすべて』全銀電子債権ネットワーク／金融財政事情研究会
『自賠責保険のすべて 12訂版』伊藤文夫／保険毎日新聞社

会社法
『平成25年会社法改正法案の解説 企業統治・親子会社法制等』岡仲浩／中央経済社
『上場会社におけるコーポレート・ガバナンスの現状分析 平成26年版』中西敏和／商事法務
『日本再興のためのコーポレート・ガバナンスの改革 東京大学比較法政シンポジウム』唐津恵一／商事法務

『非公開株式譲渡の法務・税務 第4版』牧口晴一／中央経済社
『新株主総会実務なるほどQ&A 平成26年版』三菱UFJ信託銀行株式会社／中央経済社
『アクティビスト対応の株主総会準備』長谷川俊明／中央経済社
『株主総会の財務会計に関する想定問答 平成26年版』太田達也／清文社
『ケース別債務超過の会計実務 個別・連結上の論点と組織再編・繰越欠損金の取扱い』新日本有限責任監査法人／中央経済社
『利益情報の訂正と株式市場』奥村雅史／中央経済社

保険法
『はじめて学ぶリスクと保険 第4版』下和田功／有斐閣

刑法
『刑事法最新判例分析』前田雅英／弘文堂
『刑事法学におけるトボス論の実践 津田重憲先生追悼論文集』三原憲三／成文堂
『曾根威彦先生・田口守一先生古稀祝賀論文集 上巻』高橋則夫／成文堂
『曾根威彦先生・田口守一先生古稀祝賀論文集 下巻』高橋則夫／成文堂
『ある刑法学者の旅路』森下忠／成文堂
『犯罪・非行の社会学』岡邊健／有斐閣
『行刑の近代化 刑事施設と受刑者処遇の変遷』小澤政治／日本評論社
『死体検案ハンドブック 改訂3版』的場梁次／金芳堂

弁護士法
『全国版法律事務所ガイド 2014』商事法務／商事法務
『法律事務職員研修「中級講座」資料 2014年度』東京弁護士会弁護士業務改革委員会／東京弁護士会弁護士業務改革委員会
『照会の手引 5訂版 弁護士法第23条の2』第一東京弁護士会業務改革委員会／第一東京弁護士会
『べんごしナビ保存版 徳島弁護士案内 2014年度』徳島弁護士会／徳島弁護士会

訴訟手続法
『裁判・立法・実務』田原睦夫／有斐閣
『民事実務講義案 4訂再訂版 2』司法協会
『ロースクール民事訴訟法 第4版』三木浩一／有斐閣
『要件事実マニュアル 第4版 3 商事・手形・執行・破産・保険・金融・知的財産』岡口基一／ぎょうせい
『事例で考える民事事実認定』司法研修所／法曹会
『ADRの実践と展望』仲裁ADR法学会／商事法務
『倒産判例インデックス 第3版』瀬戸英雄／商事法務
『将来債権譲渡担保と倒産手続』和田勝行／有斐閣
『民事再生法の実証的研究』山本和彦／商事法務
『民事再生の手引』鹿子木康／商事法務
『家事事件の全容と申立書等記載例集』坂野征四郎／三協法規出版
『損害賠償命令手続における書記官事務の研究』司法協会
『法廷通訳ハンドブック 改訂版 実践編 モンゴル語』法曹会
『事件記録教材 法科大学院教材 窃盗被疑事件』法務省法務総合研究所／法曹会
『刑事裁判覚書』佐藤嘉彦／成文堂
『接見交通権マニュアル 第15版』日本弁護士連合会接見交通権確立実行委員会／日本弁護士連合会・接見交通権確立実行委員会
『Q&A実例捜査における事実認定の実践 第2版』高森高德／立花書房

少年法
『少年司法における保護の構造』武内謙治／日本評論社
『少年に対する刑事処分』本庄武／現代人文社

経済産業法

『Q&A新しい集団訴訟 消費者裁判手続特例法のポイントと実務上の対応』第一東京弁護士会全期会／日本加除出版
『独占禁止法講義 第3版』久保成史／中央経済社
『独禁法講義 第7版』白石忠志／有斐閣
『法務デューデリジェンスの実務 第3版』長島・大野・常松法律事務所／中央経済社
『アクティビスト・敵対的買収対応の最新動向』太田洋／商事法務
『詳解特定商取引法の理論と実務 第3版』圓山茂夫／民事法研究会
『国内行向いカーゼルⅢによる新金融規制の実務』柴崎健／中央経済社
『ABL取引推進事典』金融財政事情研究会／金融財政事情研究会
『経営者保証ガイドラインと融資実務Q&A』小田大輔／銀行研修社

無体財産法

『実務家のための知的財産権判例70選 2013年度版』弁理士クラブ知的財産実務研究所／発明推進協会
『知的財産訴訟の実務 改訂版』知的財産裁判実務研究会／法書会
『実務審決取消訴訟入門』阿部・井窪・片山法律事務所／民事法研究会
『図解特許協力条約 第5版』荒木好文／発明推進協会

交通・通信法

『船舶衝突責任法の課題と展開』松田忠大／成文堂
『国産航空機MRJプロジェクト、わが国航空の現状と取り組み等 平成25年度』航空の安全及び経済に関する研究会／航空保安協会
『プロバイダ責任制限法 改訂増補版』総務省総合通信基盤局／第一法規

労働法

『労働法概説 第3版』土田道夫／弘文堂
『労働法 第5版』水町勇一郎／有斐閣
『IT業界人事労務の教科書』成澤紀美／レクスネクス・ジャパン
『台湾・韓国・マレーシア・インド・フィリピン駐在員の選任・赴任から帰任まで完全ガイド』藤井恵／清文社
『解雇・退職 第4版』中町誠／中央経済社
『退職金をめぐる法律問題』水谷英夫／日本加除出版
『有期労働契約の法理と政策』大内伸哉／弘文堂
『メンタルヘルスの法律問題』ロア・ユナイテッド法律事務所／青林書院
『有期雇用・高齢者雇用の法律問題』家入美香／労働新聞社
『建設業における労災保険の実務Q&A』建設労務安全研究会／労働新聞社
『新・精神障害の労災認定「心理的負荷による精神障害の認定基準」の詳解』労働調査会／労働調査会
『働く女性と労働法 2014年版』東京都産業労働局／東京都産業労働局雇用就業部労働環境課

社会保障法

『トピック社会保障法 第8版』本沢巳代子／不磨書房
『社会保障法入門 第2版』西村健一郎／有斐閣
『子ども虐待対応の手引き 平成25年8月厚生労働省の改正通知』母子愛育会日本子ども家庭総合研究所／有斐閣

医事法

『医療法人の相続・事業承継と税務対策 改訂版』青木恵一／税務研究会出版局
『承諾、拒否権、共同決定 未成年の患者における承諾の有効性と権利の形成』Rothärmel, Sonja／中央大学出版部
『医事法講義 新編第2版』前田和彦／信山社
『医療は負けない! モンスターベジエントとどう向き

合うか』寺野彰／医学評論社

『明快解説医師のための法律と訴訟』寺野彰／メジカルビュー社
『救急医療の現場から』東京法律相談運営連絡協議会／東京法律相談運営連絡協議会

環境法

『ISO環境法クイックガイド 2014』ISO環境法研究会／第一法規

教育法

『教育のための法学』篠原清昭／ミネルヴァ書房
『家永三郎生誕100年』家永三郎生誕100年記念実行委員会／日本評論社

国際法

『国家(政府)承認と国際法』多喜寛／中央大学出版部
『法廷で裁かれる日本の戦争責任』瑞慶山茂／高文研
『国際家事事件（とくに国際的子奪取案件）の専門的な調停スキームの研究』日弁連法務研究財団国際家事事件の私的調停に関するスキーム研究会／日弁連法務研究財団国際家事事件の私的調停に関するスキーム研究会
『わかりやすい入管手続 第2版 必要書類と記載例集』入管協会／入管協会

医学書

『骨粗鬆症の新しい診断基準・ガイドラインをめぐって』医薬ジャーナル
『根拠と事故防止からみた基礎・臨床看護技術』任和子／医学書院
『初めて握る人のための気管支鏡入門マニュアル』杏林大学／メジカルビュー社
『新胸部画像診断の勘どころ』高橋雅士／メジカルビュー社
『新頭部画像診断の勘どころ』前田正幸／メジカルビュー社
『原子力災害の公衆衛生 福島からの発信』安村誠司／南山堂
『医療スタッフのためのやさしく解説! 日本版敗血症診療ガイドライン』学研メディカル秀潤社
『小児慢性機能性便秘症診療ガイドライン』日本小児栄養消化器肝臓学会／診断と治療社
『筋萎縮性側索硬化症診療ガイドライン 2013』南江堂
『かぜ診療マニュアル かげとかげにみえる重症疾患の見わけ方』山本舜悟／日本医事新報社
『よくわかる人工呼吸管理テキスト 改訂第6版』並木昭義／南江堂
『子宮筋腫・子宮内膜症・子宮腺筋症診療マニュアル 女性3大良性疾患を診る』百枝幹雄／診断と治療社
『MRI 完全解説 第2版』荒木力／学研メディカル秀潤社
『ワンランク上の検査値の読み方・考え方 第2版 ルーチン検査から病態変化を見抜く』本田孝行／総合医学社
『腰痛 第2版』菊地臣一／医学書院
『新・徒手筋力検査法』Hislop, Helen J.／エルゼビア・ジャパン
『リンパ浮腫診療ガイドライン 2014年版』日本リンパ浮腫研究会／金原出版
『大腸癌治療ガイドライン 医師用 2014年版』大腸癌研究会／金原出版
『人間ドック健診フォローアップハンドブック 改訂2版』小川哲平／中外医学社
『認知症ハンドブック』中島健二／医学書院
『脳神経外科周術期管理のすべて 第4版』松谷雅生／メジカルビュー社
『保健統計・疫学 改訂5版』福富和夫／南山堂
『新しい精神疾患の診断・統計マニュアル (DSM-5) ガイド』医歯薬出版
『脳性麻痺リハビリテーションガイドライン 第2版』日本リハビリテーション医学会／金原出版

『視野検査 update』松本長太／全日本病院出版会
『最新がん薬物療法学 がん薬物療法の最新知見』日本臨牀社
『臨床・病理胆道癌取り扱い規約 6版』日本肝胆膵外科学会／金原出版
『標準小児科学 第8版』原寿郎／医学書院
『標準脳神経外科学 第13版』峯浦一喜／医学書院
『標準救急医学 第5版』日本救急医学会／医学書院
『標準泌尿器科学 第9版』並木幹夫／医学書院
『前立腺がん 改訂版 Q&A で理解を深める基礎と臨床』大園誠一郎／医薬ジャーナル社
『標準整形外科 第12版』松野丈夫／医学書院
『子宮体がん治療ガイドライン 2013年版』日本婦人科腫瘍学会／金原出版
『救急・集中治療最新ガイドライン 2014-2015』岡元和文／総合医学社
『重症筋無力症診療ガイドライン』南江堂
『肺癌診療Q&A 第2版』弦岡昭彦／中外医学社
『アルツハイマー病の国家的取り組み フランスの経験2008-2013より得た成果と残された課題』Ménard, Joël／中外医学社
『これぞは知っておきたい精神科の診かた、考え方 第2版 初期対応から専門医への紹介まで、すべての診療科に必要な精神科診療のエッセンス』堀川直史／羊土社
『プリンシプル産科婦人科学 第3版 2 産科編』メジカルビュー社
『緑内障診療クローズアップ』木内良明／メジカルビュー社
『血液疾患最新の治療 2014-2016』直江知樹／南江堂
『薬剤師に役立つ医療安全管理の考え方』政田幹夫／医薬ジャーナル社
『臨床基本手技実戦マニュアル 改訂第2版』滝口進／南江堂
『嚥下医学 日本嚥下医学会学会誌 Vol.3 No.1 (2014)』日本嚥下医学会／日本嚥下医学会
『義肢装具のチェックポイント 第8版』医学書院
『デビッドソン内科学』Colledge, Nicki R.／医歯薬出版
『発達障害児の医療・療育・教育 改訂3版』松本昭子／金芳堂
『眼瞼の美容外科手術手技アトラス』百束比古／全日本病院出版会
『薬物アレルギー』医薬ジャーナル社
『神経因性膀胱』医学書院
『骨粗鬆症治療の新たな展開』医薬ジャーナル
『遺伝子検査による早期診断』東京医学社
『スポーツ現場での頭頸部外傷』文光堂
『レジデントのための呼吸器診療マニュアル 第2版』河野茂／医学書院
『今日の治療薬 解説と便覧 2014』浦部晶夫／南江堂
『幹細胞研究と再生医療』中内啓光／南山堂
『甲状腺疾患診療マニュアル 改訂第2版』田上哲也／診断と治療社
『下垂体疾患診療マニュアル』平田結喜緒／診断と治療社
『敗血症治療 一刻を争う現場での疑問に答える』真弓俊彦／羊土社
『フロメテウス解剖学アトラス 第2版 頭頸部／神経解剖』Schünke, Michael／医学書院
『TEXT 麻酔・蘇生学 改訂4版』土肥修司／南山堂
『脊髄の手術』馬場久敏／中山書店
『骨折に対する整復術・内固定術』安田和則／メジカルビュー社
『感染症レジデントマニュアル 第2版』藤本卓司／医学書院
『病理診断コンサルテーションの現状』文光堂
『星状神経節ブロックの最近の考え方』真興交易医書出版部
『痛みのマネジメント update 基礎知識から緩和ケアまで』花岡一雄／日本医師会

死刑執行に関する会長声明

本日、大阪拘置所において1人の死刑囚の死刑が執行された。谷垣禎一法務大臣は、一昨年12月に就任後、9人の死刑執行を命じたことになる。

死刑は、かけがえのない生命を奪い、人間の存在を完全に否定するという不可逆的な刑罰である。また、罪を犯した人の更生と社会復帰の可能性を完全に奪い去るという取り返しのつかない刑罰であるという問題点を内包している。

日本弁護士連合会は、昨年2月12日、谷垣法務大臣に対し、「死刑制度の廃止について全社会的議論を開始し、死刑の執行を停止するとともに、死刑えん罪事件を未然に防ぐ措置を緊急に講じることを求める要請書」を提出して、死刑制度に関する当面の検討課題について国民的議論を行うための有識者会議を設置し、死刑制度とその運用に関する情報を広く公開し、死刑制度に関する世界的情勢について調査の上、調査結果と議論に基づき、今後の死刑制度の在り方について結論を出すこと、そのような議論が尽くされるまでの間、すべての死刑の執行を停止すること等を求めている。

当会は、上記の要請に対して何らの配慮もせずなされた死刑執行を到底容認することができない。

国際的に見ると、2012年12月20日、国連総会は全ての死刑存続国に対し、死刑廃止を視野に執行を停止するよう求める決議を過去最多の111カ国の賛成多数で採択しており、反対票を投じた国は日本を含め41カ国にとどまっている。また、日本に対しては、国連拷問禁止委員会や国連人権理事会、国連規約人権委員会から死刑廃止に向けた様々な勧告がなされている。ちなみに、2012年10月現在の死刑廃止国は140カ国（10年以上死刑を執行していない事実上の廃止国を含む）、死

刑存置国は58カ国であって、世界の3分の2を超える国が死刑を廃止ないし執行の停止をしている。

わが国では死刑事件について4件の再審無罪判決が確定しているうえ、近時足利事件、布川事件について裁判所は再審無罪判決を言い渡し、東電社員殺人事件の再審において無罪が確定している。さらに、死刑が執行されてしまった飯塚事件についても、精度の低いDNA型鑑定が決め手となったことに疑問が生じており、近時の科学的捜査の発達により死刑判決の見直しがなされる可能性が高くなっている。

そして、本年3月27日には、静岡地裁が、「袴田事件」に関する袴田巖氏の第2次再審請求につき、再審開始、死刑及び拘置の執行停止を決定したが、拘置の執行停止は死刑囚の再審開始が決定された事案としては初めてのことであり、極めて異例で画期的な判断であった。

これらは、刑事裁判における冤罪の危険性と死刑の執行による取り返しのつかない人権侵害の恐ろしさを如実に示すものであり、世論においても、かつてない程死刑の存廃についての関心が高まっている。

こうした状況において、死刑を執行する必要性があったのか、本日の死刑執行について熟考を尽したのか、あらためて問われなければならない。

当会は、今回の死刑執行に対し強く抗議し、あわせて法務大臣に対し、死刑制度の廃止についての国民的議論の開始と死刑執行の停止に向けて誠実な対応をするよう、重ねて求めるものである。

2014年6月26日

東京弁護士会 会長 高中 正彦

集団的自衛権行使を容認する閣議決定に強く抗議し、その撤回を求める会長声明

政府は、7月1日、集団的自衛権に関する閣議決定を行った。閣議決定は、冒頭「平和国家としての歩み」や「力強い外交」などの言葉をちりばめながら、わが国を取り巻く安全保障環境の変容に対応して、国民の命と暮らしを守り抜くためにこの閣議決定をした旨を強調し、(1)武力攻撃に至らない侵害に対する自衛隊の出動を迅速化し、米軍と連携した武器使用を可能とする、(2)国際社会の平和と安定のため、「現に戦闘行為を行っていない現場での後方支援」や国際平和協力活動における駆け付け警護に伴う武器使用に途を開き、(3)これらの活動のための国内法を整備することなどを提起するとともに、(4)憲法9条のもとで許容される自衛措置（集団的自衛権行使）についての新しい考え方を示している。

このうち、集団的自衛権行使に関しては、わが国に対する武

力攻撃が発生した場合のみならず、(1)「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し」、これによりわが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、(2)これを排除し、わが国の存立を全うし、国民の権利を守るために他に適当な手段がないときに、(3)必要最小限度の実力を行使すること、という新3要件を提起し、従来の政府見解の基本的論理に基づく措置として許容されるとしている。これは、1972年の政府見解に「他国に対する武力攻撃が発生し」との文言を付け加え、「急迫、不正の事態」という言葉を「明白な危険がある場合」と置き換えたものであるが、この72年見解は、「憲法9条は自衛の措置も無制限に認めているのではなく、外国の武力攻撃によって国民の生命、自由、幸福追求の権利が根底から覆される

という急迫、不正の事態に対し、国民の権利を守るためにはじめて容認される」として個別的自衛権行使を認めながらも、「他国防衛にあたる集団的自衛権行使は許されない」としたものである。

然るに、この見解に「他国に対する武力攻撃」を書き加え、ごく一部の文言を修正するだけで、明確に否定された集団的自衛権行使容認の根拠とするなど牽強附会も甚だしく、憲法解釈としては成り立たないものというべきである。

加えて、政府は閣議決定に対する想定問答集の中で、上記新3要件を満たすならば国連の集団安全保障措置に参加して武力行使することも排除されないと説明するなど、自衛隊の海外での武力行使に何ら歯止めがかからない考え方を示していることも見逃せない。

これは、自衛のための必要最小限度の防衛力を持ち、専守防衛に徹する「戦争しない国」日本の防衛政策を根幹から変えるものである。そもそも、集団的自衛権行使はその相手方に対する攻撃であるから、当然にわが国は反撃を受け、戦争の当事者となることを意味し、これにより国民の生命、財産、自由は根底から覆されることになりかねない。わが国は、わが国とア

ジアにおいて多くの尊い命を犠牲にしたアジア・太平洋戦争の惨禍に対する真摯な反省の上にたち、武力によらない平和の達成を目指して恒久平和主義を憲法の基本理念としたはずである。そのわが国が、憲法の基本理念に反して、再び戦争をする国となり多くの国民が戦争の惨禍に見舞われるおそれのある危険な方向に舵を切ることとは何としても避けなければならない。

安倍首相は、「国際安全保障環境が変化した」と強調するが、仮にそうであったとしても憲法が禁じる集団的自衛権行使を憲法改正手続によらず、一内閣の閣議決定による解釈変更で容認しようとするのは憲法破壊そのものである。これは、かつてナチスドイツが、ワイマール憲法をなし崩し的に骨抜きにした手法に通じる危険な手法であり、立憲主義、法治主義に反するとともに、国民主権をも踏みにじるものであって断じて許されない。

よって、当会は、基本的人権の擁護を使命とする弁護士の団体として、立憲主義堅持の立場から集団的自衛権行使を容認する閣議決定に強く抗議するとともに、その撤回を求める。

2014年7月1日

東京弁護士会 会長 高中 正彦